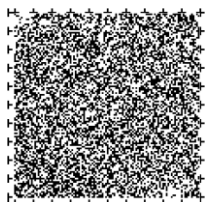


第4期あわらし市地域福祉計画

(令和8年度～令和12年度)

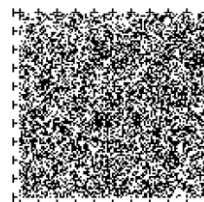
令和8年3月

あわらし市

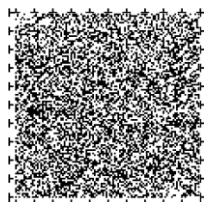


目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨と背景 | 1 |
| 第2節 計画の位置付けと他計画との関係性 | 2 |
| 第3節 計画期間 | 4 |
| 第2章 あわら市の地域福祉を取り巻く現状 | 5 |
| 第1節 あわら市の概要 | 5 |
| 1 人口と世帯の状況 | 5 |
| 2 高齢者の状況 | 6 |
| 3 障がいのある人の状況 | 7 |
| 4 生活困窮者等の状況 | 8 |
| 5 こどもの状況 | 9 |
| 6 権利擁護の状況 | 10 |
| 7 保健医療の状況 | 11 |
| 8 刑法犯認知状況 | 12 |
| 第2節 地域福祉活動団体の現状 | 13 |
| 1 社会福祉法人 あわら市社会福祉協議会 | 13 |
| 2 民生委員・児童委員 | 14 |
| 第3節 市民アンケートからみる地域福祉の現状と課題 | 16 |
| 第4節 行政評価からみる地域福祉の現状と課題 | 24 |
| 第3章 計画の基本理念と施策体系 | 25 |
| 第1節 基本理念 | 25 |
| 第2節 基本目標 | 26 |
| 第3節 施策体系 | 27 |
| 第4章 地域福祉施策の展開 | 28 |
| 基本目標Ⅰ 地域で支える仕組みづくり | 28 |
| 1 つながりのある関係づくり | 28 |
| 2 地域のつながりあいによる地域活性化 | 28 |
| 3 お互いを認め合うこころの育成 | 29 |



| | |
|-----------------------------------|----|
| 基本目標Ⅱ 包括的な支援体制づくり | 30 |
| 【あわら市重層的支援体制整備事業実施計画】 | |
| 1 属性や世代を問わない相談支援体制の構築 | 32 |
| 2 地域の中で孤立せず、つながる伴走支援 | 34 |
| 3 地域づくりに向けた支援 | 35 |
| 基本目標Ⅲ 誰もが利用しやすい福祉サービスの基盤づくり | 36 |
| 1 生活困窮者への支援の充実 | 36 |
| 2 高齢者への支援の充実 | 37 |
| 3 障がい者への支援の充実 | 37 |
| 4 こどもへの支援の充実 | 38 |
| 5 様々な困難を抱えた人への支援の充実 | 38 |
| 6 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進 | 39 |
| 7 効果的な情報提供・情報共有化の促進 | 39 |
| 基本目標Ⅳ 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり | 40 |
| 1 安全・安心なまちづくりの推進 | 40 |
| 2 災害に備えた体制の充実 | 41 |
| 3 再犯防止の推進 | 41 |
| 【あわら市再犯防止推進計画】 | |
| 第5章 計画の推進 | 43 |
| 1 計画の周知 | 43 |
| 2 計画の実施状況の点検と評価 | 43 |
| | |
| 【資料編】 | |
| ・ 第4期あわら市地域福祉計画策定委員会委員名列 | 44 |
| ・ 用語の説明 | 45 |



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

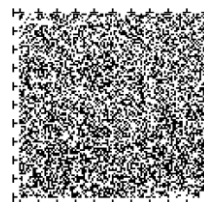
本市では、「第3期あわら市地域福祉計画」において「ともに支えあう つながりのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向け、福祉サービス基盤の整備・充実や主体的な福祉活動の支援など、関係者とともに地域福祉の推進に取り組んできました。

現在、少子高齢化に伴う人口減少により担い手が不足する中、社会的孤立や経済的困窮が深刻化し、地域の支え合いの基盤や人とのつながりが弱まり、市民の暮らしや意識に変化が生じています。また、高齢者のみの世帯の増加、子育てと介護が重なるダブルケア、8050問題やヤングケアラー、社会的孤立やひきこもりなど、安心して暮らす上での課題は多様化し、世帯内で複雑・複合化しています。

こうした複雑・複合化した課題や制度の狭間で支援が届きにくい状況に対応するには、包括的な支援が求められ、「支え手」「受け手」という関係によらず、誰もが生きがいを持ち地域を共につくる「地域共生社会」の実現がより重要となっています。

国においては、平成29年（2017年）の社会福祉法改正により、地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域福祉を把握し問題解決を図る環境整備や、生活課題を包括的に受け止める体制構築が市町村の努力義務とされました。さらに、令和2年（2020年）の法改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、本市でも実施計画を策定し、令和5年4月から取り組んでいます。

本計画は、これらの計画期間の満了に合わせ、「第4期あわら市地域福祉計画」と「第2期あわら市重層的支援体制整備事業実施計画」を一体的な計画として策定するとともに、「あわら市地方再犯防止推進計画」を包含する計画として位置づけます。これにより、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向け、複雑・複合化する地域課題に対し、分野や世代、属性を超え包括的に支援できる体制構築を目指します。



第2節 計画の位置付けと他計画との関係性

本計画は、社会福祉法第107条に定められた「市町村地域福祉計画」として策定するものであり、「第3次あわら市総合振興計画」を上位計画として、地域福祉を推進する観点から、「あわら市障害者福祉計画」、「あわら市障害福祉計画・あわら市障害児福祉計画」、「あわら市高齢者福祉計画」、「あわら市こども・若者計画」、「あわら市保健計画」などの分野別計画の福祉施策における上位計画として位置づけ、連携・整合性を図りながら、横断的・総合的に定めるものです。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するため、社会福祉法第106条の5に規定された「あわら市重層的支援体制整備事業実施計画」によって、その具体的な手法を構築します。地域福祉の推進と関係の深い、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含した計画として策定します。

市町村地域福祉計画

◆社会福祉法◆

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

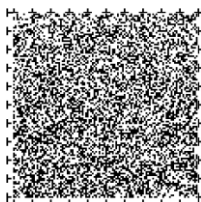
包括的な支援体制の整備

◆社会福祉法◆

第106条の3より抜粋

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等※及び支援関係機関※による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策



重層的支援体制整備事業実施計画

◆ 社会福祉法 ◆

第106条の5

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

再犯防止推進計画

◆ 再犯の防止等の推進に関する法律 ◆

第8条第1項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

第3次あわらし総合振興計画

【福祉分野】

第4期あわらし地域福祉計画

第2期あわらし重層的支援体制整備事業実施計画 あわらし再犯防止推進計画

(地域を基盤に各福祉分野を横断的につなぎ、共通する課題の解決を目指す計画)

第3期あわらし障害児福祉計画
第7期あわらし障害福祉計画

第6次あわらし障害者福祉計画

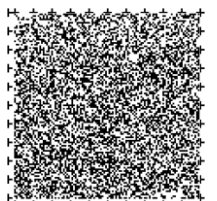
第9期介護保険事業計画
第5期あわらし高齢者福祉計画

あわらし子ども・若者計画

第2次あわらし保健計画
(あわらし自殺対策計画等)

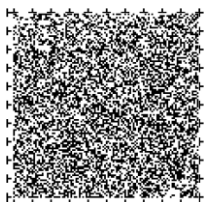
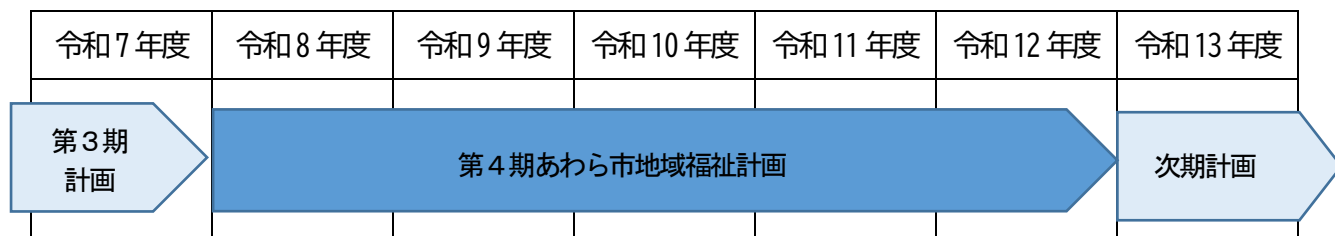
【他分野】

その他生活関連分野の計画・指針
あわらし地域防災計画 等



第3節 計画期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。



第2章 あわら市の地域福祉を取り巻く現状

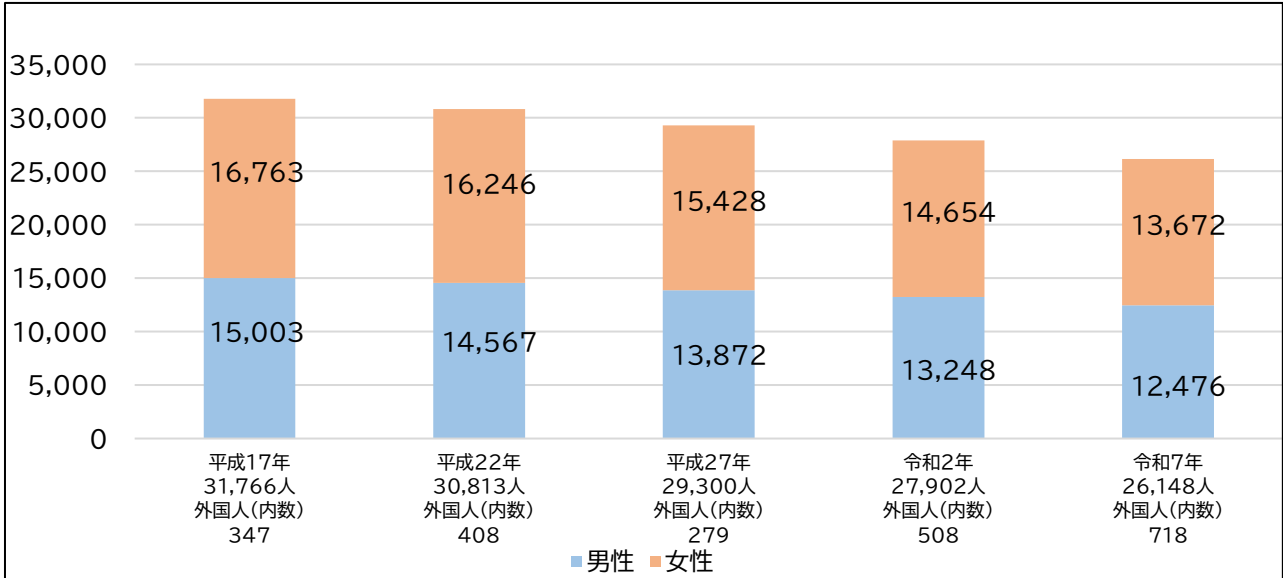
第1節 あわら市の概要

1 人口と世帯の状況

(1) 人口の状況（各年度4月1日現在）

現在、本市の総人口は26,148人であり、人口減少が続いています。

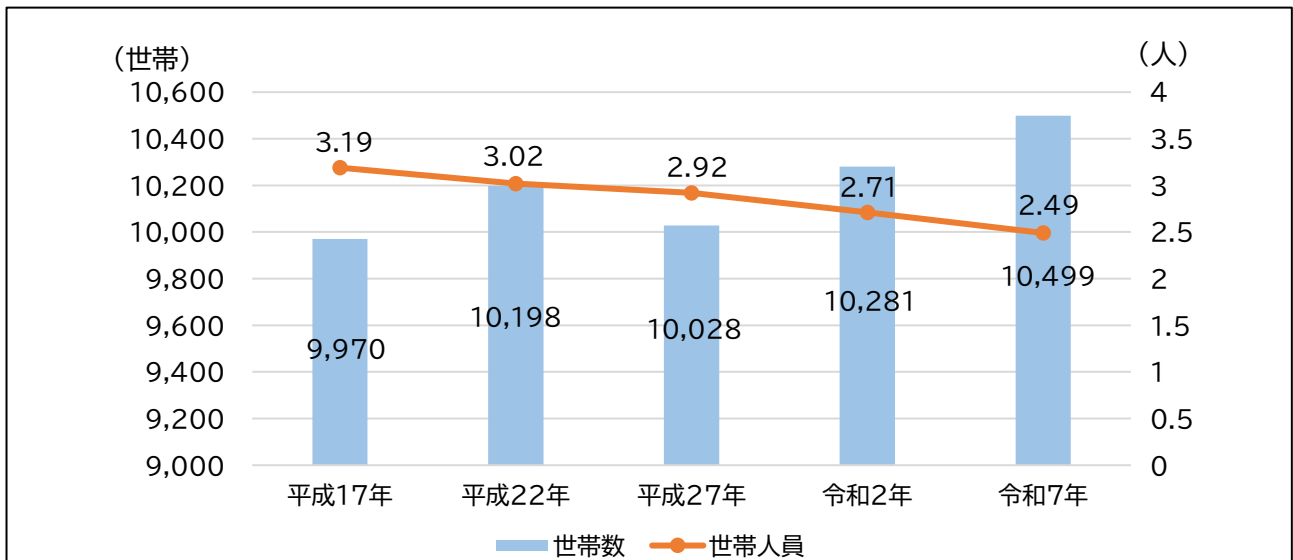
一方、総人口に占める外国人の割合は、増加しています。



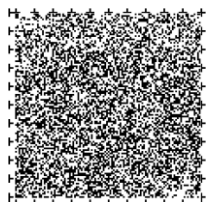
(資料：住民基本台帳)

(2) 世帯の状況（各年度4月1日現在）

現在、本市の世帯数は10,499世帯で、平成27年以降、増加傾向にあります。一方、世帯あたりの人員は、2.49人と年々減少しており、核家族化、世帯の少人数化が進行しています。



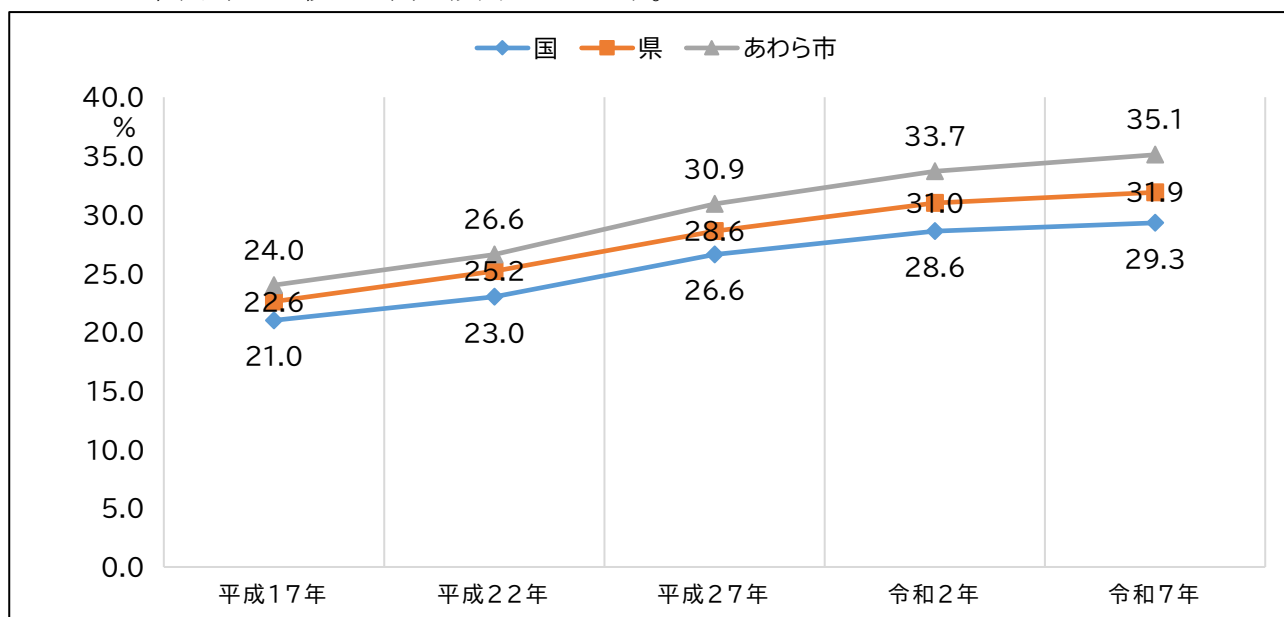
(資料：住民基本台帳)



2 高齢者の状況

(1) 高齢化率の推移（各年度4月1日現在）

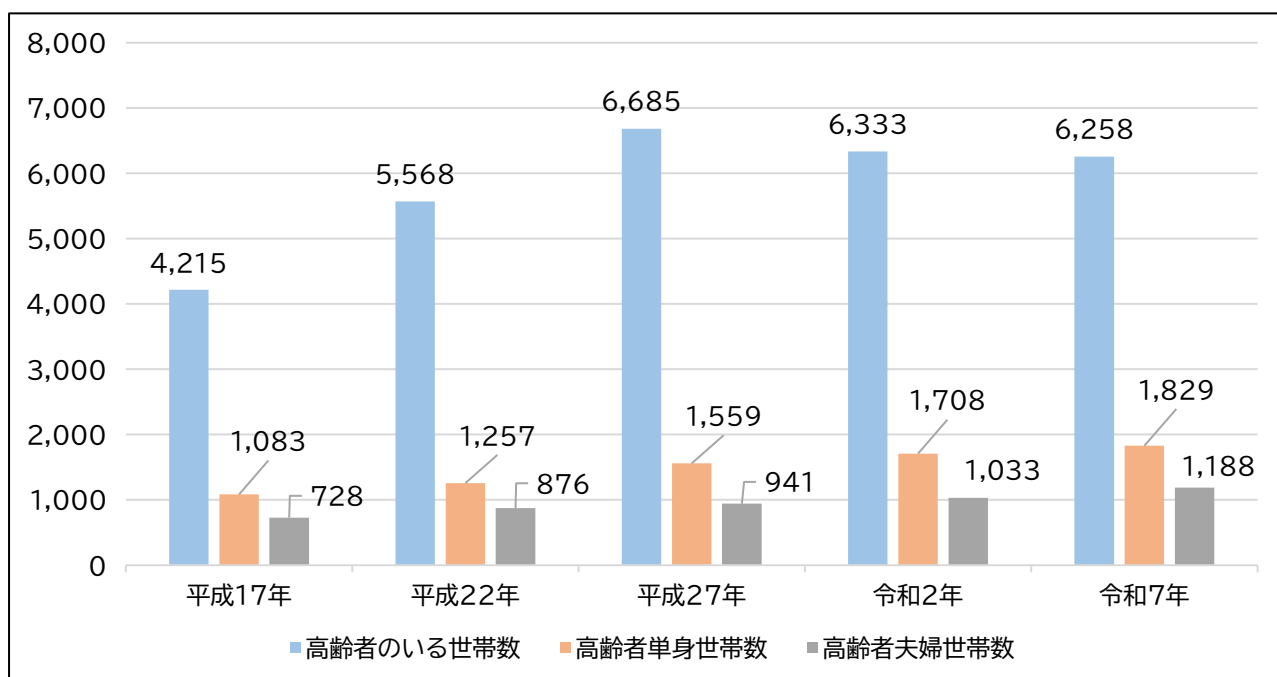
本市の高齢化率は、全国平均とほぼ比例して上昇しており、令和7年では35.1%と、国や県と比較して高い傾向にあります。



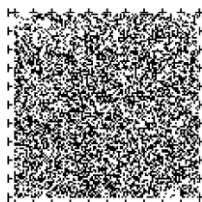
(資料：国：国勢調査及び人口統計、県、市：福井県高齢者福祉基礎調査)

(2) 高齢者世帯の推移（各年度4月1日現在）

本市の高齢者のいる世帯数は、平成27年をピークに減少傾向にある一方、高齢者単身世帯数及び高齢者夫婦世帯数は増加傾向にあります。

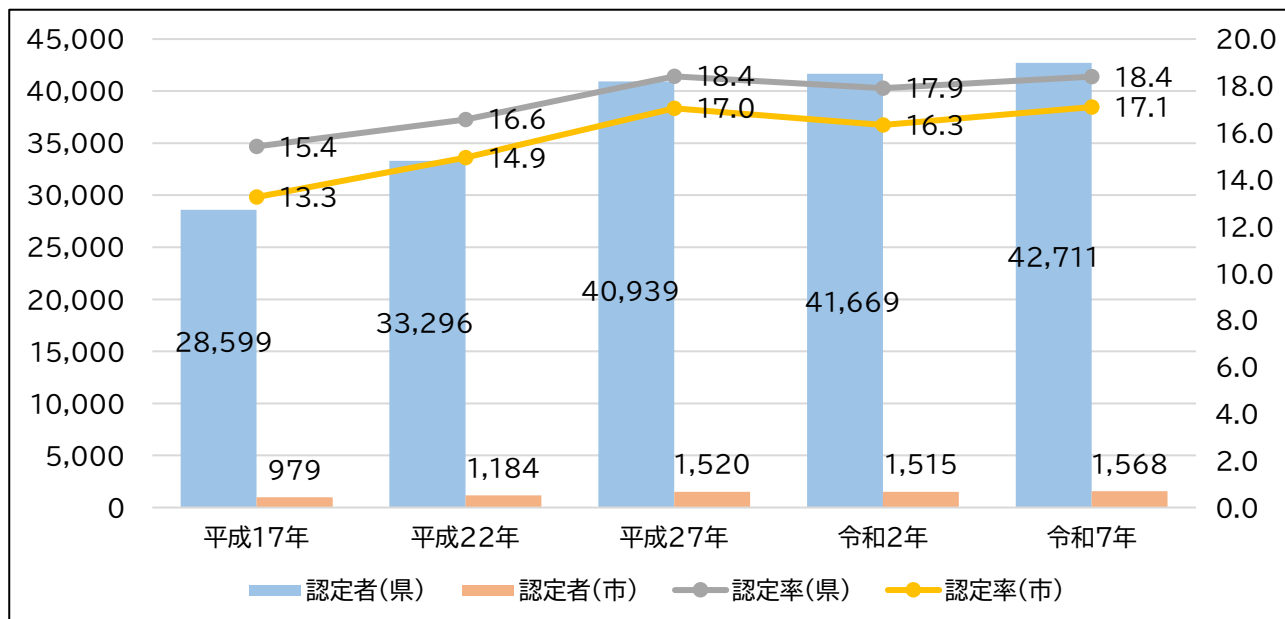


(資料：福井県高齢者福祉基礎調査)



(3) 要介護認定者の状況（各年度4月1日現在）

県内では要介護認定者数と要介護認定率ともに上昇傾向となっています。
また、要介護認定率は、県平均と比較して17.1%と低い状況にあります。



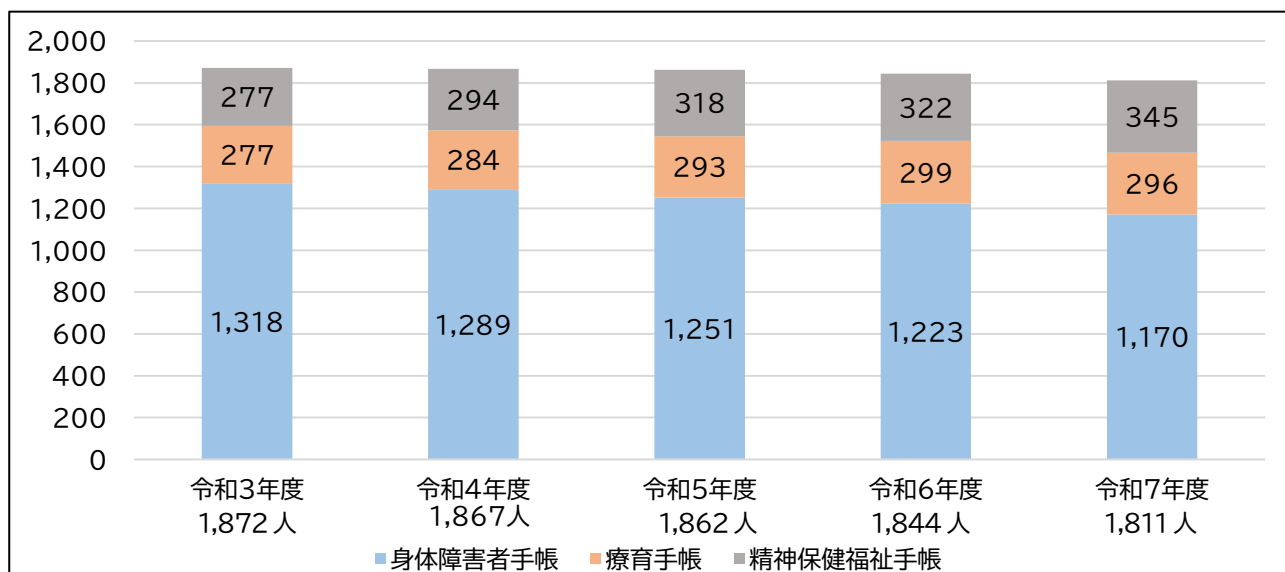
(出典：坂井地区広域連合介護認定者データ、厚生労働省「介護保険事業状況報告（e-Stat）」)

3 障がいのある人の状況

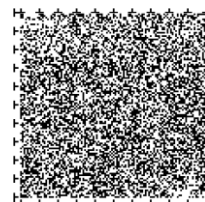
(1) 障害者手帳交付状況（各年度4月1日現在）

本市の障害者手帳交付者の総数は、年々減少傾向にありますが、そのうち精神保健福祉手帳においては増加傾向にあります。

各種交付者数の状況については、身体障害者手帳が最も多く、次いで、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の順となっています。



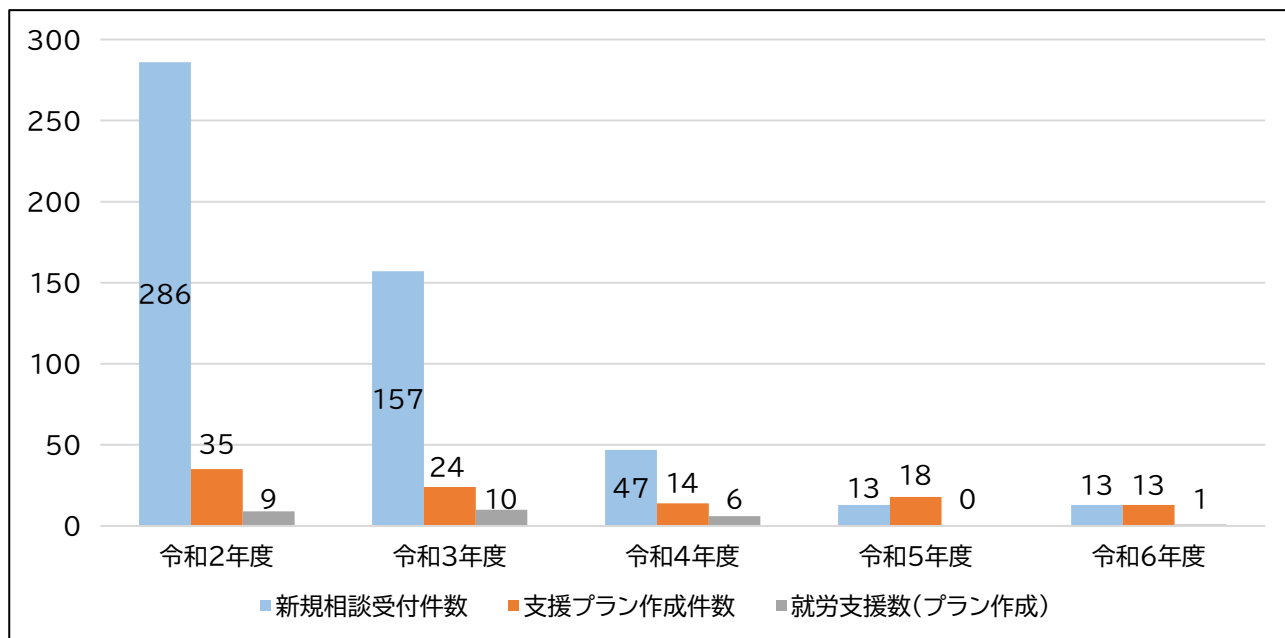
(資料：福祉課)



4 生活困窮者等の状況

(1) 生活困窮相談の状況（各年度3月31日現在）

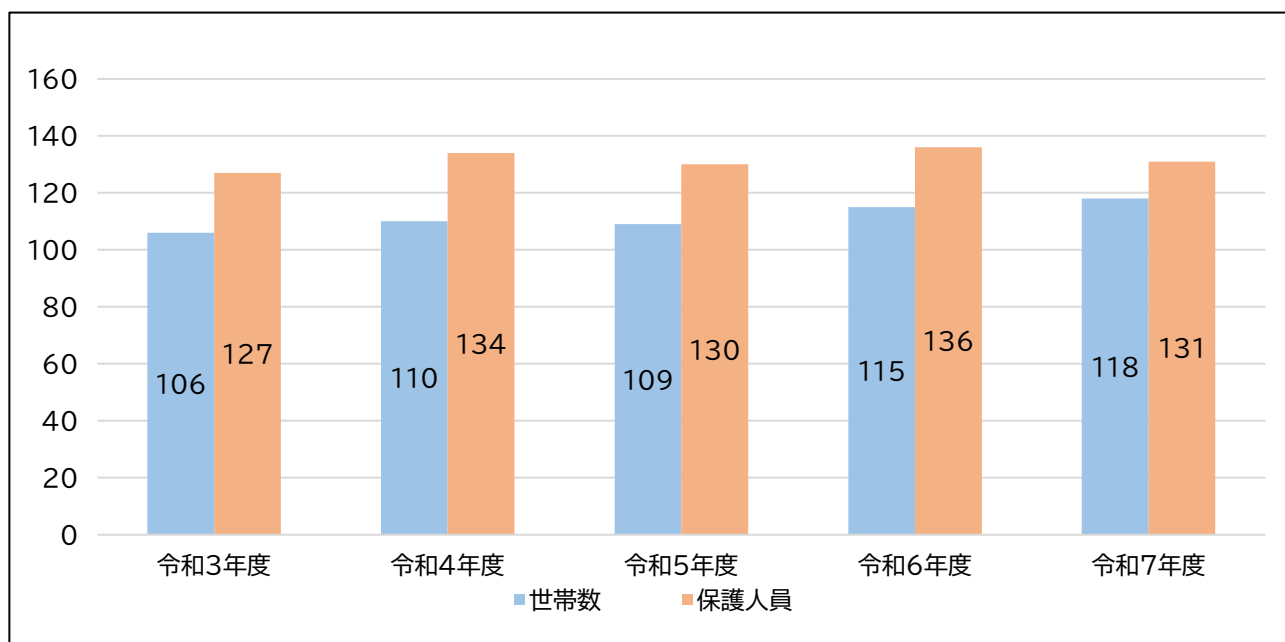
本市の新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症による社会情勢により一時的に増加しましたが、令和3年度以降は減少傾向にあり、令和6年度は13件となっています。



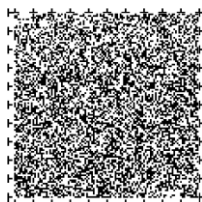
(資料：福祉課)

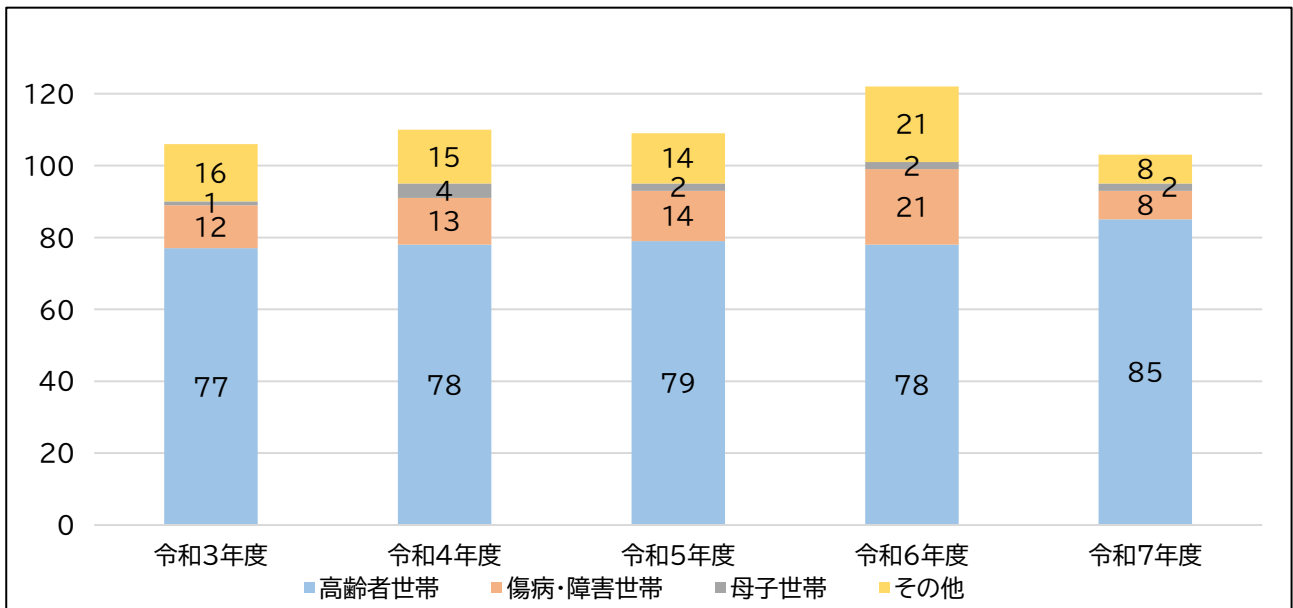
(2) 生活保護の状況（各年度4月1日現在）

本市の生活保護世帯数及び保護人員は、ここ5年間でほぼ横ばいで推移しています。さらに、世帯分類をみると、最も多いのが高齢者世帯で7割以上を占めています。



(資料：福祉課)





(資料：福祉課)

5 こどもの状況

(1) 出生数の推移 (各1年間の状況：1月1日から12月31日まで)

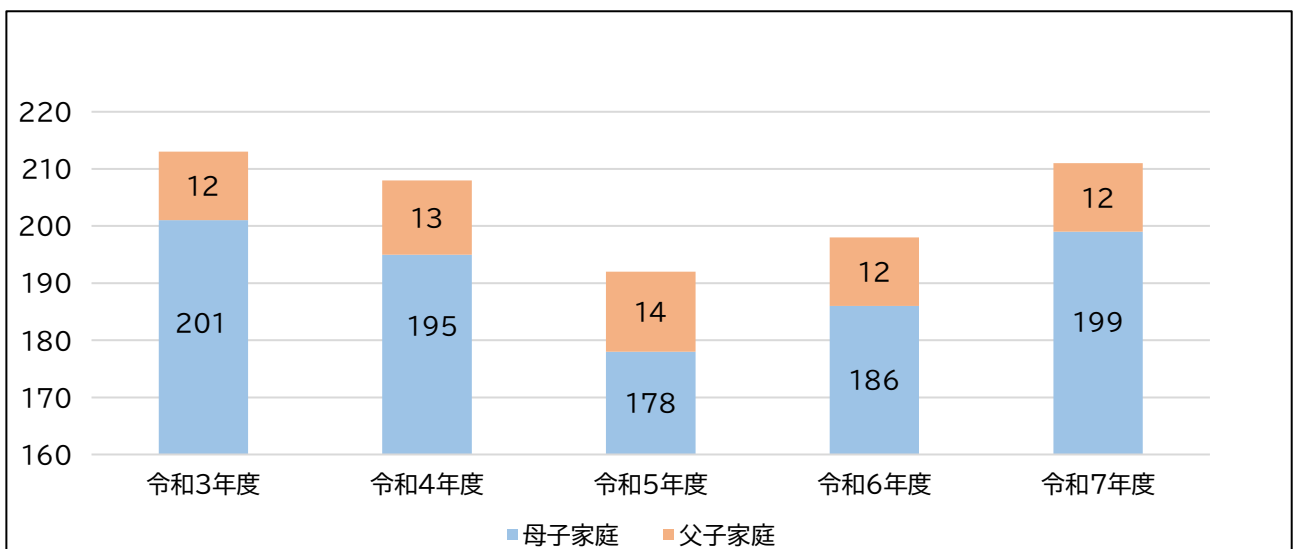
本市の出生数は、減少傾向であり、令和6年は109人と前年から30人減っています。

| 項目 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 出生数 | 150 | 137 | 139 | 139 | 109 |

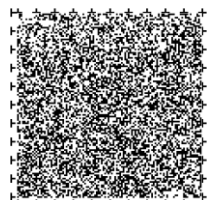
(資料：子育て支援課)

(2) ひとり親家庭 (世帯) の推移 (各年度4月1日現在)

本市のひとり親家庭(世帯)数は、一時的に変動がありますが、令和7年度は211世帯、そのうち母子家庭が199世帯で約9割以上を占めています。



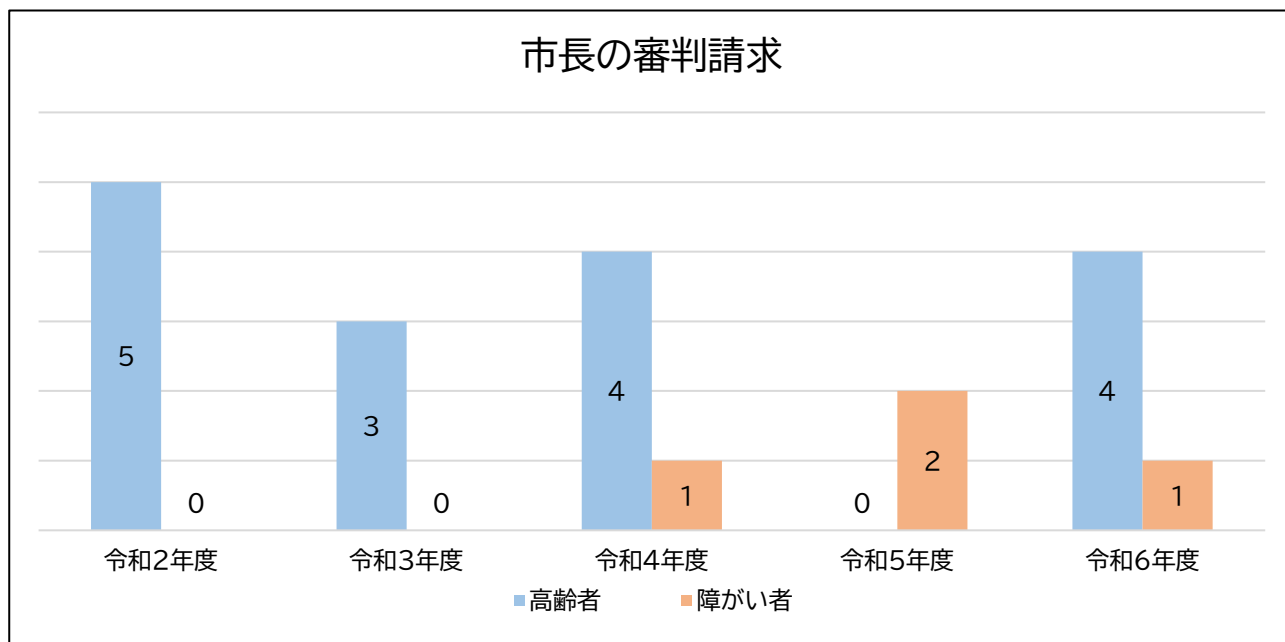
(資料：子育て支援課)



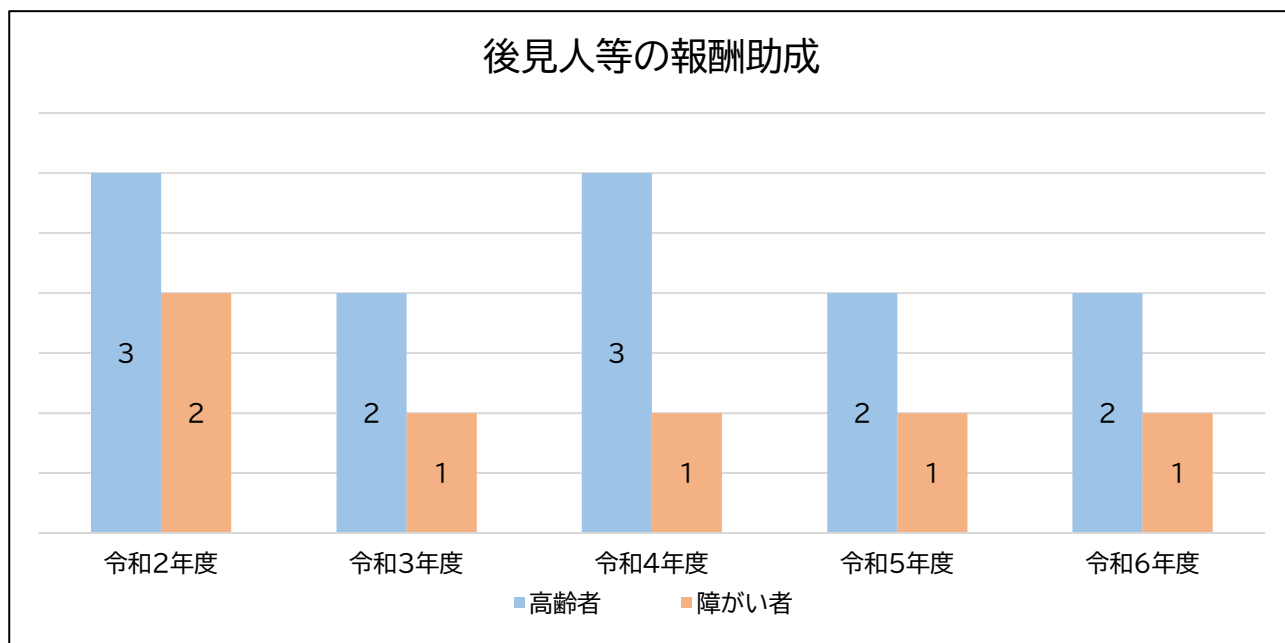
6 権利擁護の状況（各年度3月31日現在）

本市では、成年後見制度の利用促進に係る地域連携の中核的な機関として、令和5年度に市と市社会福祉協議会の共同運営として中核機関を設置しました。

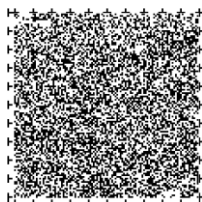
本市の成年後見制度における市長の審判請求や後見人等の報酬助成状況については、高齢者が多い状況です。



(資料：福祉課・健康長寿課)



(資料：福祉課・健康長寿課)

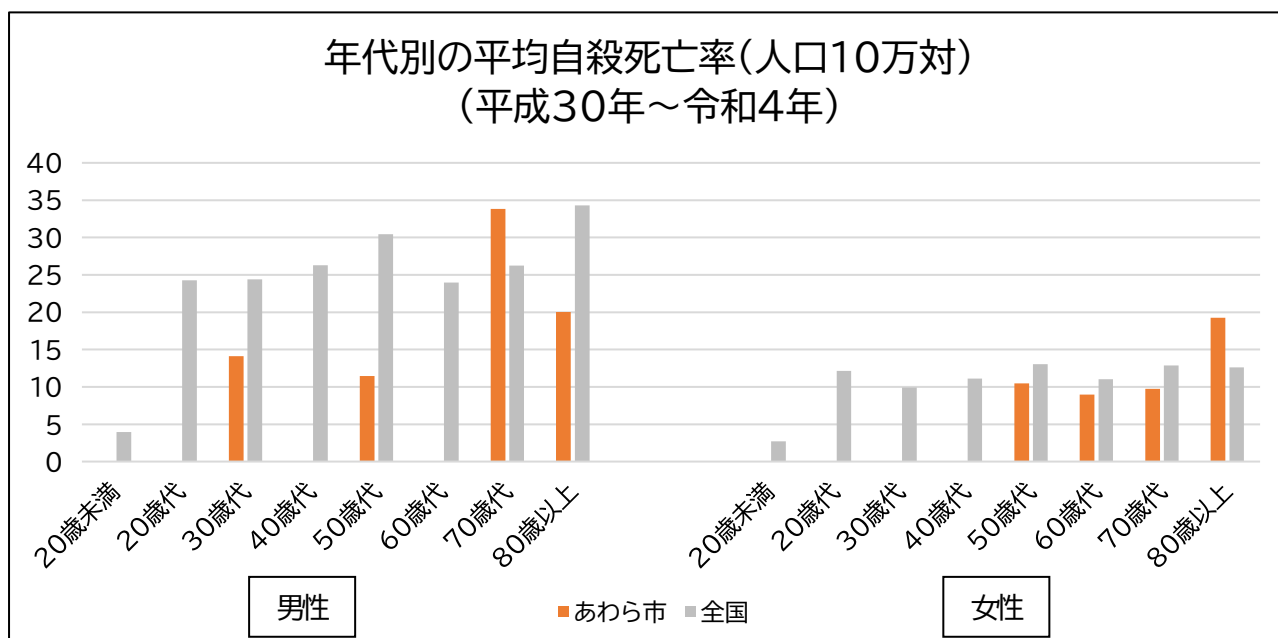


7 保健医療の状況

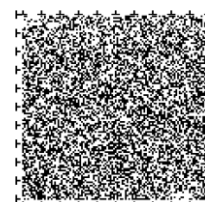
(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は1～2人で推移していますが、令和6年度は4人となっています。また、年代別の平均自殺死亡率（人口10万対）は、男性は70歳代以上、女性は80歳代以上で全国平均より高くなっています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| あわら市 | 1 | 1 | 2 | 1 | 4 |
| 福井県 | 126 | 128 | 114 | 99 | 105 |



(資料：健康長寿課)

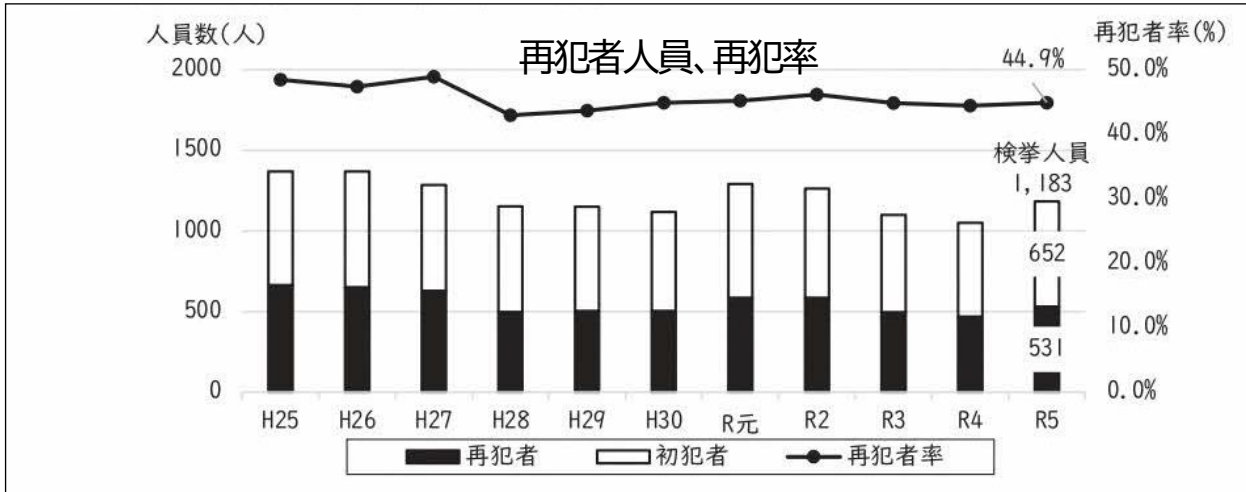


8 刑法犯認知状況(各年度4月1日現在)

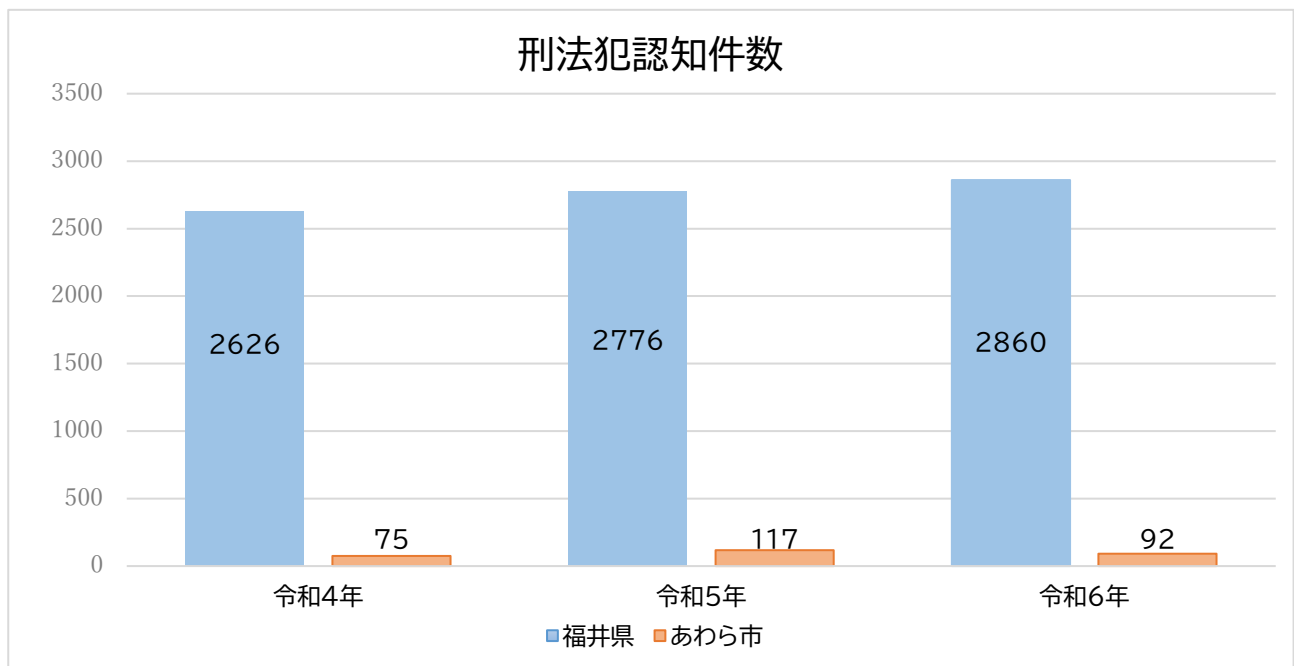
(1) 本県の再犯者人員、再犯率及び刑法犯認知件数の推移

本県の再犯者率は令和5年度において44.9%とほぼ横ばいで推移しています。

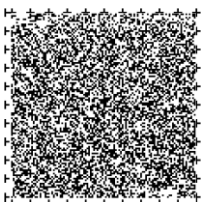
本市の刑法犯認知件数は、令和6年度は92件となっています。



(資料：第2次福井県再犯防止推進計画)



(資料：福井県警察「犯罪統計」)



第2節 地域福祉活動団体の現状

1 社会福祉法人 あわら市社会福祉協議会

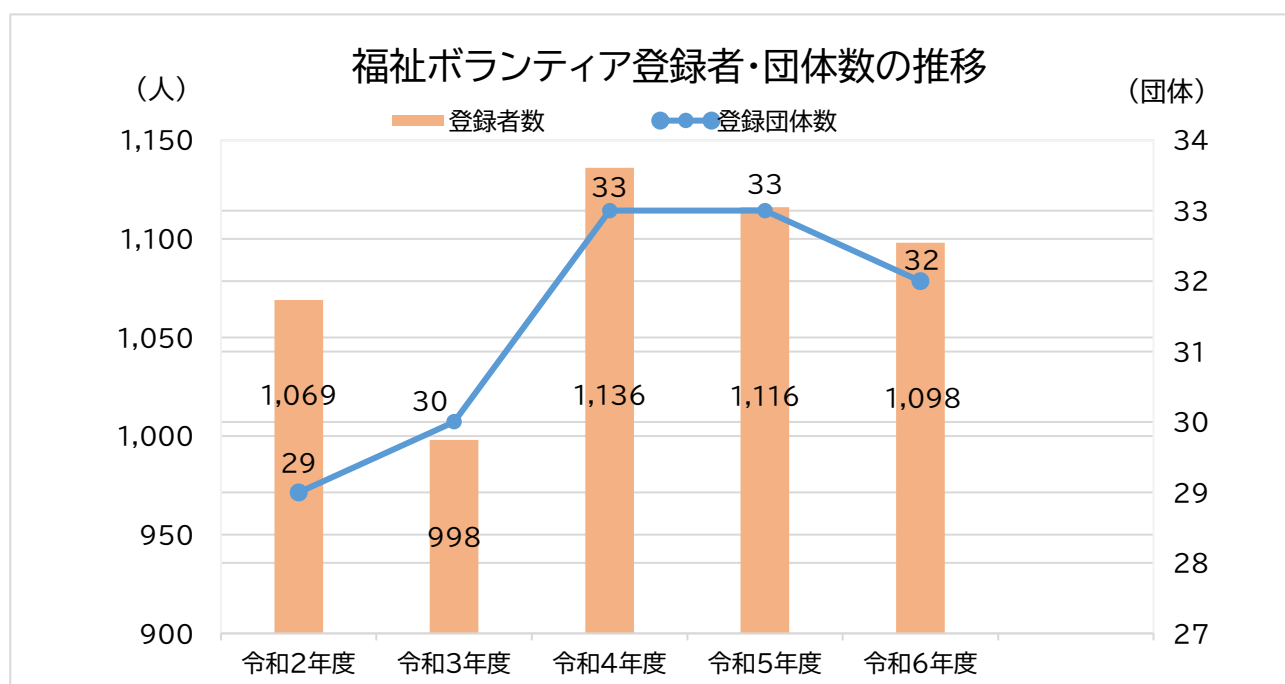
社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。主な事業内容は、相談支援、ボランティア活動の支援・調整、地域福祉活動の企画・運営など多岐にわたります。

このほか、社会福祉活動への市民参加を推進するため、各種ボランティア講座の開催やボランティアグループの立ち上げ・活動についての相談援助、機関紙・ホームページ等を通して福祉情報を提供するなど、地域福祉の推進に大きく寄与しています。

(1) 福祉ボランティア・特定非営利活動法人（各年度3月31日現在）

市内で活動する令和6年度の福祉ボランティア登録団体数は32団体、登録者数は1,098人となっています。

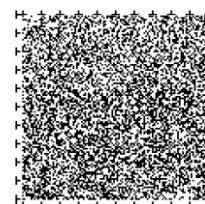
また、市内に活動の拠点を置く特定非営利活動法人（NPO）は9法人あります。



(資料：市社会福祉協議会)

(2) 身体障害者福祉協会・心身障害児（者）育成会・視覚障害者福祉協会

市内の障害者団体は、会員相互の融和を図り、様々な福祉団体と協力し、すべての障がい者が社会参加しやすい・暮らしやすいまちを目指して活動しています。



(3) あわら市婦人福祉協議会

女性の幸せのために民間活動を進めている婦人団体で、結婚相談のほか市の行事や地域の福祉活動に積極的に参加しています。

(4) あわら市老人クラブ連合会

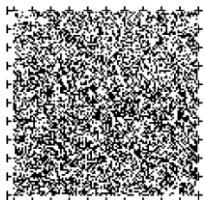
本市の老人クラブ連合会は、地域で暮らす高齢者が社会参加しやすい・暮らしやすいまちづくりを目指し、高齢者の「健康づくり」、「生きがいづくり」や「社会参加」を推進するために様々な活動を行っています。主な行事としては、研修会やレクリエーションのほか、体育活動や各種大会への参加活動を実施しています。

2 民生委員・児童委員

本市では、民生委員・児童委員が64人（令和7年12月1日現在）、うち主任児童委員は4人選任されています。また、東部地区（金津地区）、西部地区（芦原地区）の各々に、民生委員児童委員協議会が設置されており、東部地区には民生委員児童委員が35人、うち主任児童委員が2人、西部地区には民生委員児童委員が29人、うち主任児童委員が2人選任されています。

活動としては、要援護者の生活実態の把握や自立への相談・援助、社会福祉協議会等の関係事業者との連携・活動支援、行政機関の業務への協力などが日々行われています。

| 活動内容状況（各年度3月31日現在） | | |
|--------------------|-------|-------|
| 区分（単位：日、回） | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 活動件数 | 6,671 | 6,636 |
| 相談実績 | 1,968 | 1,984 |
| 調査・実態把握 | 534 | 327 |
| 行事・事業・会議への参加 | 1,168 | 1,099 |
| 地域福祉活動・自主活動 | 1,687 | 1,717 |
| 民児協運営・研修 | 1,322 | 1,410 |
| 証明事務 | 73 | 87 |
| 要保護児童の発見・通告 | 19 | 12 |



| | | |
|--------|-------|-------|
| 訪問回数 | 5,768 | 5,499 |
| 連絡調整回数 | 2,703 | 2,724 |
| 活動日数 | 7,074 | 6,877 |

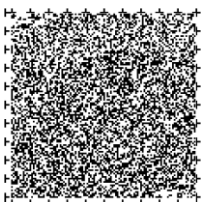
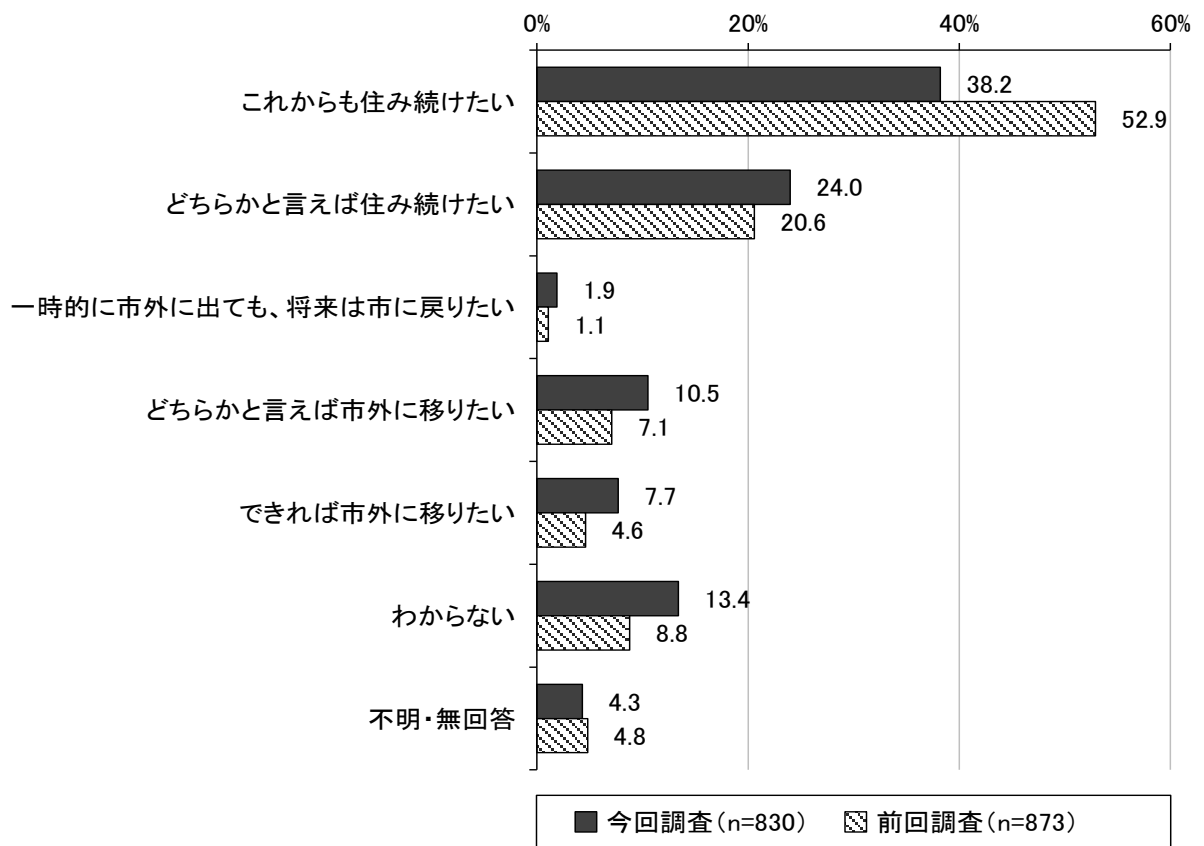
(資料：福祉課)

第3節 市民アンケートからみる地域福祉の現状と課題

地域福祉計画策定の基礎資料として、上位計画である「第3次あわら市総合振興計画」策定のために実施した市民アンケート結果から、地域福祉に関する意識やニーズなどを分析し、計画づくりの参考資料として活用します。

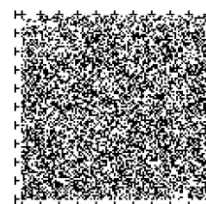
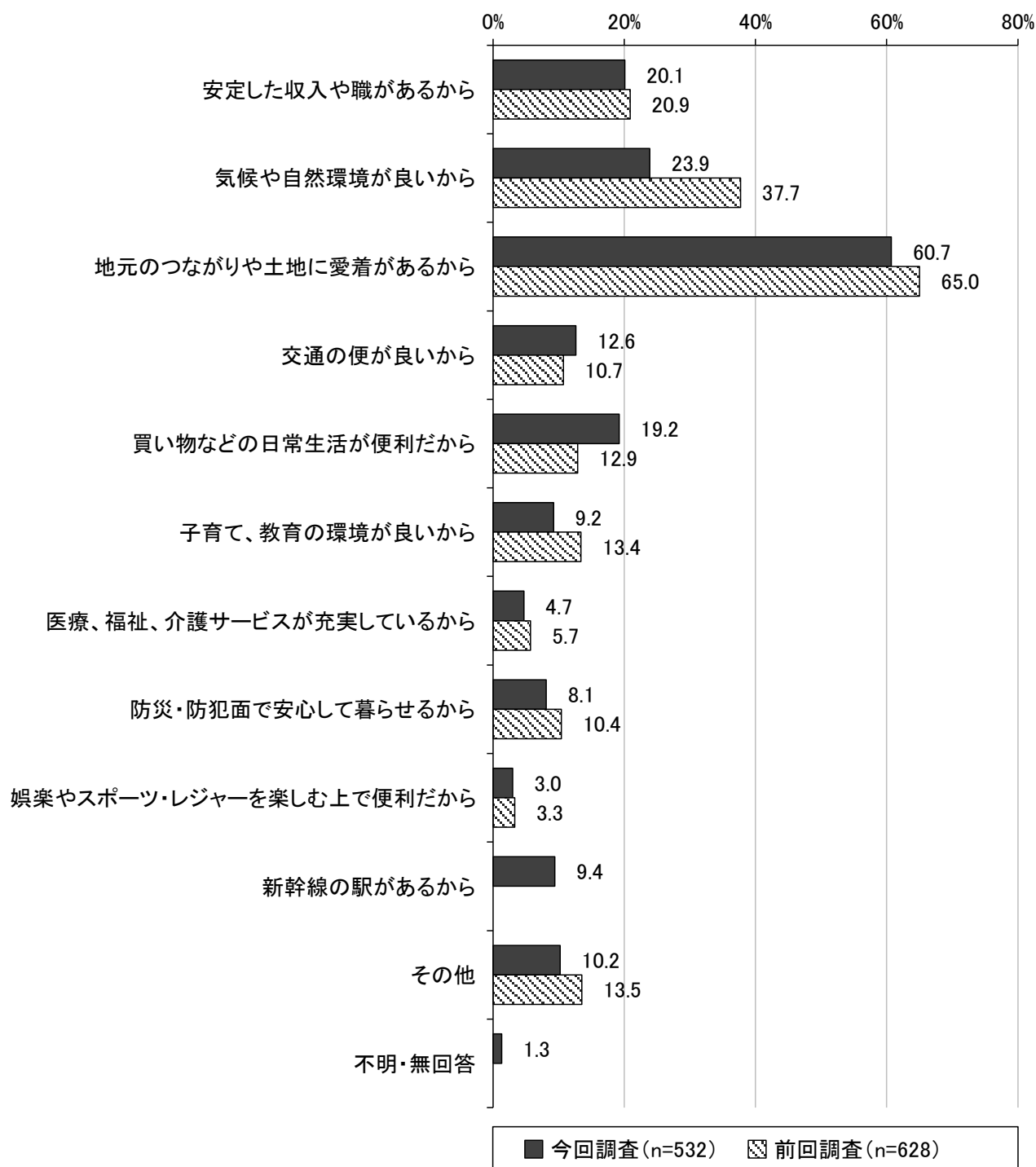
問 10 あなたは、将来にわたりあわら市に住み続けたいと思いますか。(ひとつだけ選択)

「これからも住み続けたい」が最も高く、次いで「どちらかと言えば住み続けたい」、「わからない」となっています。前回調査と比較すると、「これからも住み続けたい」が14.7ポイント低くなっています。



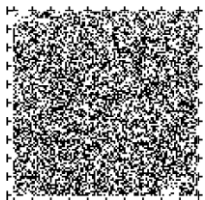
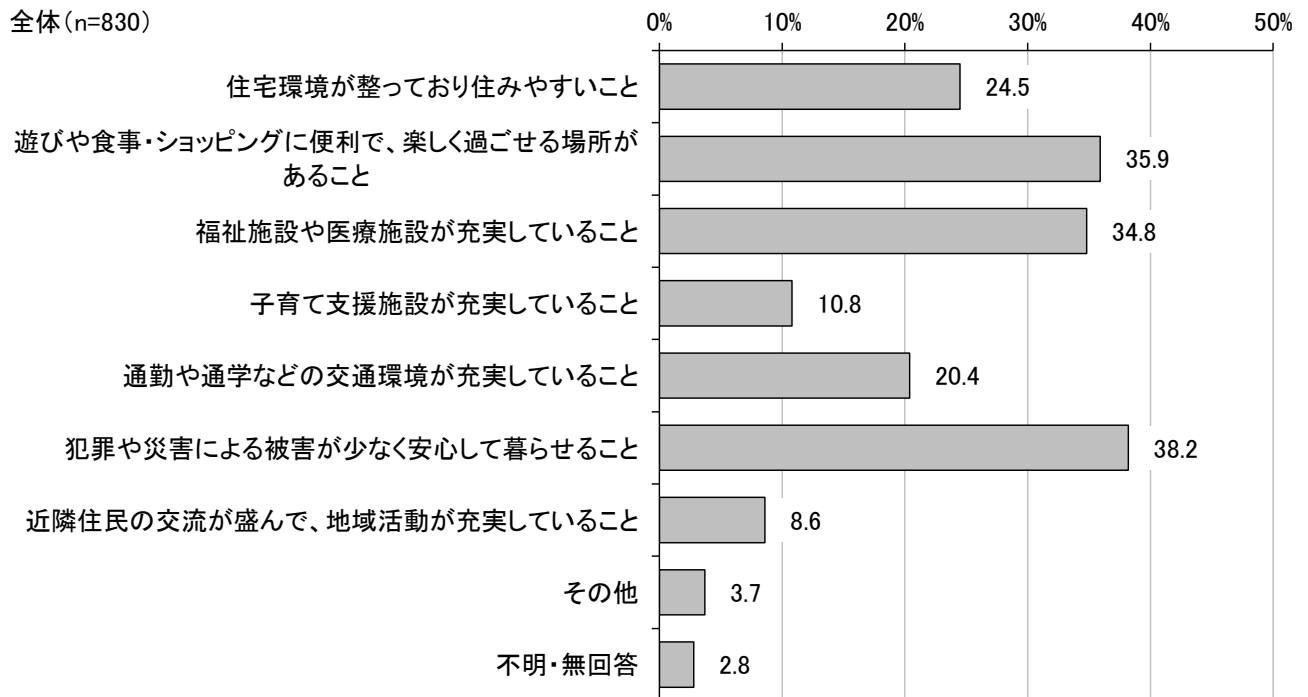
問10-1 あわら市に住み続けたい(戻りたい)と思う理由は何ですか。(選択は3つまで)

「地元のつながりや土地に愛着があるから」が60.7%と最も高く、次いで「気候や自然環境が良いから」が23.9%、「安定した収入や職があるから」が20.1%となっています。



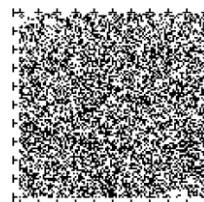
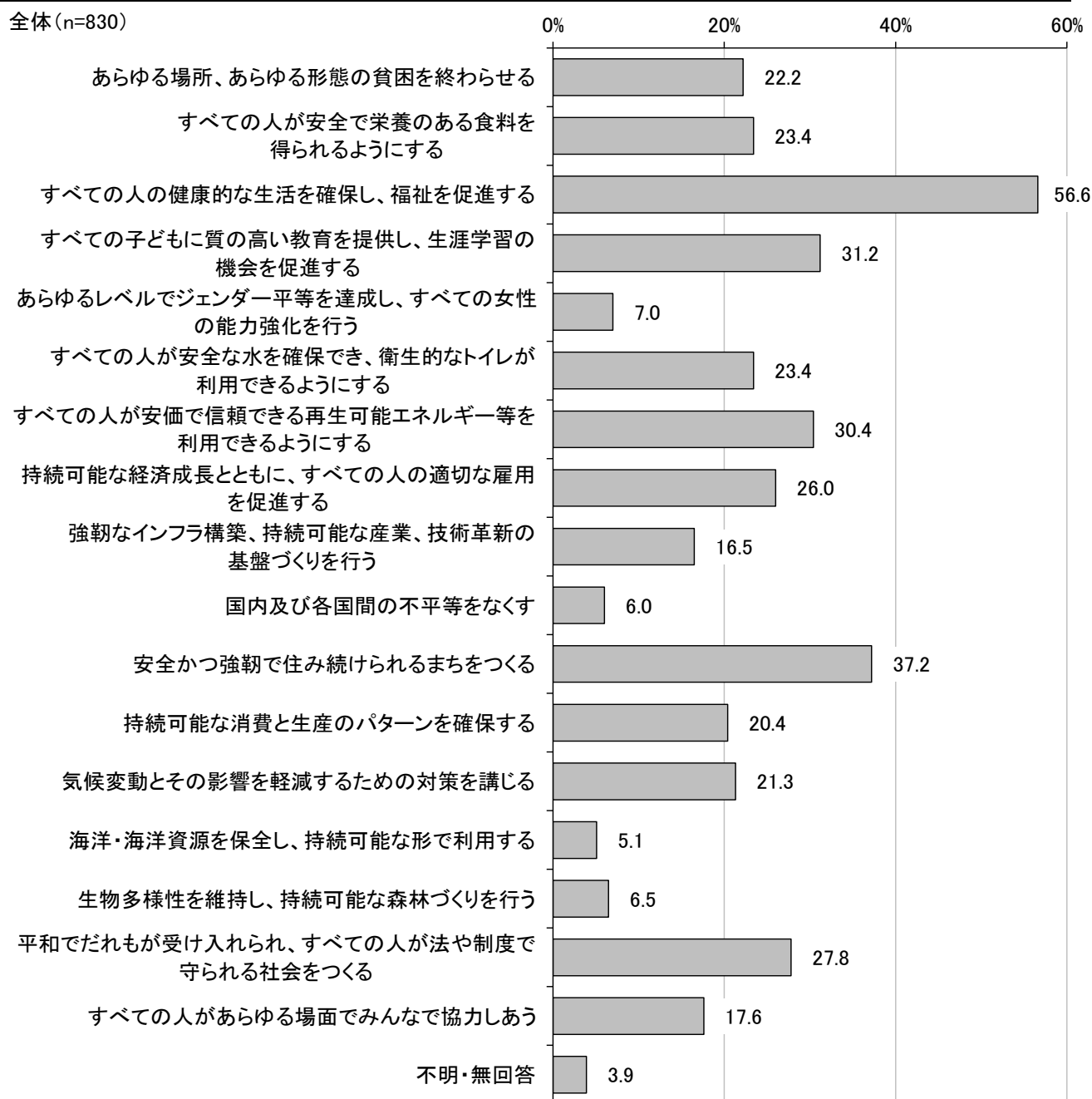
問 11 あなたは、あわら市に住み続けるために必要なことは何だと思いますか。(選択は2つまで)

「犯罪や災害による被害が少なく安心して暮らせること」が最も高く、次いで「遊びや食事・ショッピングに便利で、楽しく過ごせる場所があること」、「福祉施設や医療施設が充実していること」となっています。



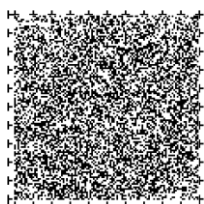
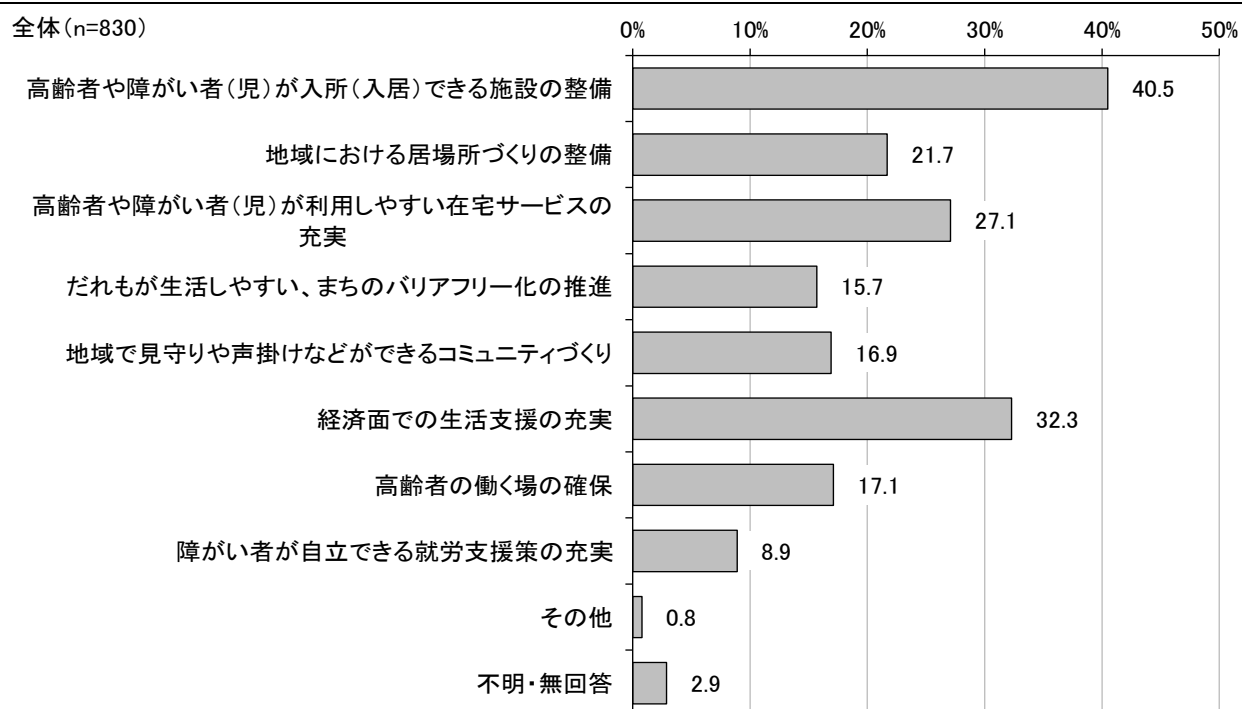
問 22 SDGsの17の目標のうち、あわら市では特にどの分野に力を入れるべきだと思いますか。
(選択は5つまで)

「すべての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」が最も高く、次いで「安全かつ強靱で住み続けられるまちをつくる」、「すべての子どもに質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」となっています。



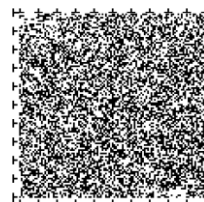
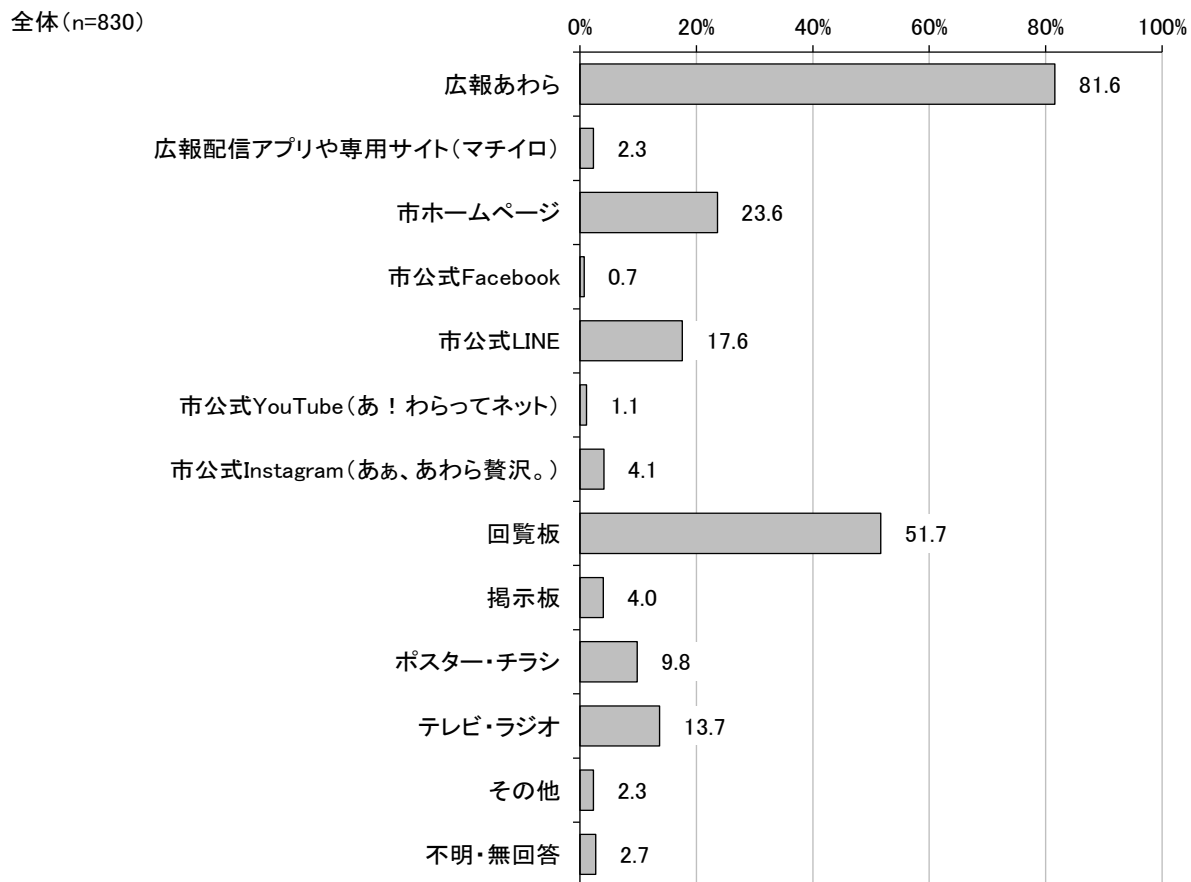
問 26 あなたは、福祉を充実させるためには、どのようなことに力を入れるべきだと考えますか。
 (選択は2つまで)

「高齢者や障がい者（児）が入所（入居）できる施設の整備」が最も高く、次いで「経済面での生活支援の充実」、「高齢者や障がい者（児）が利用しやすい在宅サービスの充実」となっています。



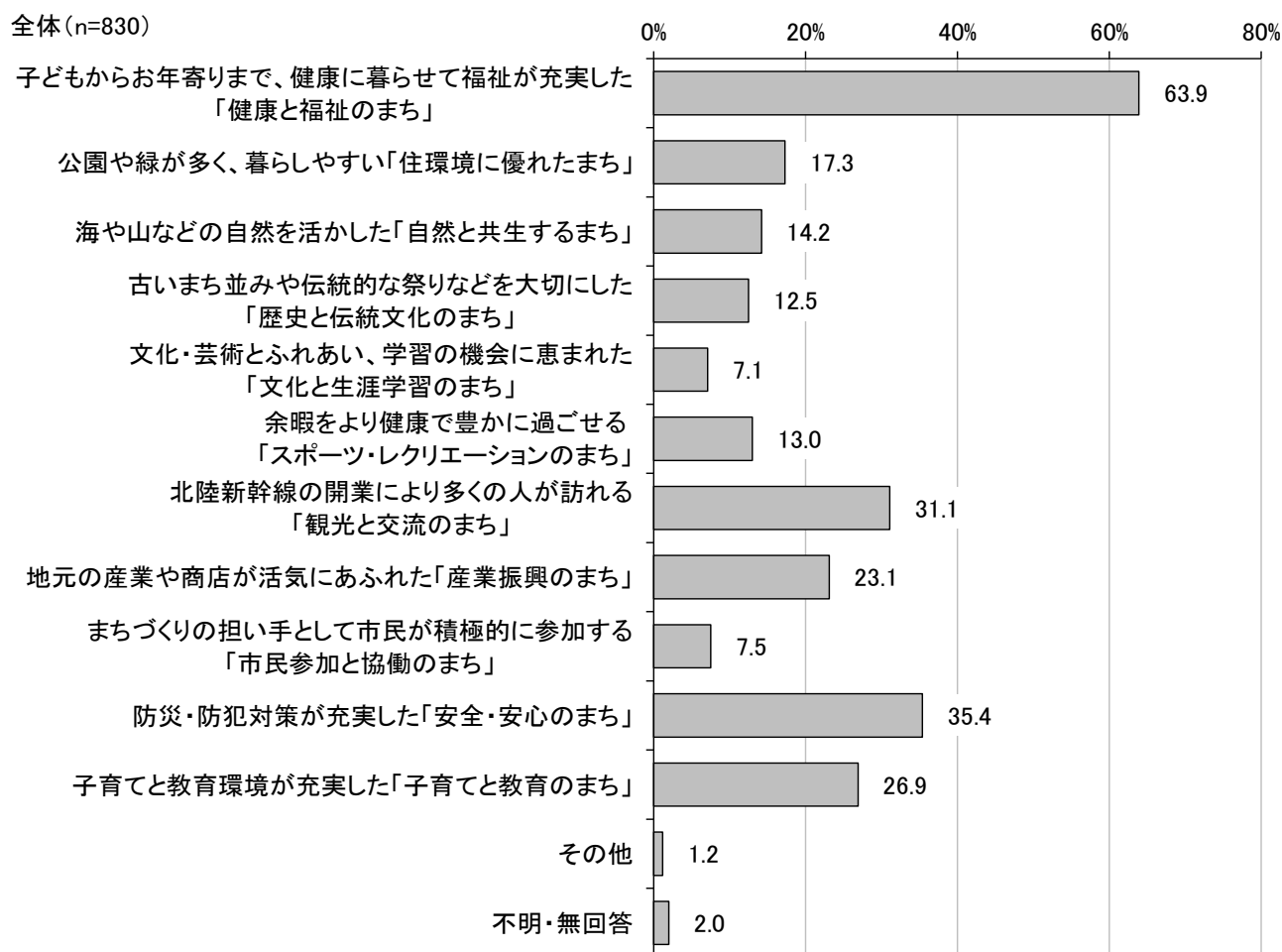
問 29 市では広報紙やホームページなどで行政サービスの情報をお伝えしています。あなたは、主にどのような方法で情報を得ていますか。(選択は3つまで)

「広報あわら」が最も高く、次いで「回覧板」、「市ホームページ」となっています。



問 32 あなたは、これからのあわら市をどのようなまちにしたいですか。(選択は3つまで)

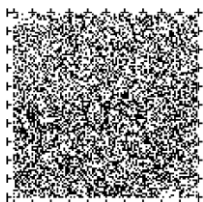
「子どもからお年寄りまで、健康に暮らせて福祉が充実した『健康と福祉のまち』が最も高く、次いで「防災・防犯対策が充実した『安全・安心のまち』」、「北陸新幹線の開業により多くの人を訪れる『観光と交流のまち』」となっています。



【アンケートの主な結果から見える現状や課題】

アンケート調査の結果、住民の多くが「これからも住み続けたい」と継続的な居住を希望しており、その主な理由として「地元のつながりや土地に愛着があるから」が、性別・年代・地区を問わず最も多く挙げられました。地域への愛着は地域交流や地域活動への参画の動機となるため、地域交流の場の拡充と住民主体の活動支援を進め、持続可能な地域社会の形成を目指す施策を推進する必要があります。

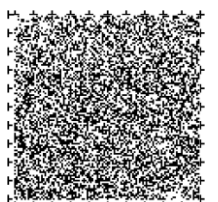
また、「あわら市では特にどの分野に力を入れるべきだと思いますか」の問いでは、「すべての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」が最も多く、次いで「安全かつ強靱で住み続けられるまちをつくる」「すべての子どもに質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」「すべての



人が法や制度で守られる社会をつくる」といった分野が重視されていることが明らかになりました。

これらの結果を踏まえ、必要なときに必要な支援に確実に到達できるよう、情報提供の充実と支援体制の整備を推進することが重要です。さらに、安全・安心な暮らしを支えるため、再犯防止の推進、市民の命と暮らしを守る地域防災・防犯の取り組みの強化を図るとともに、困りごとに気づいた市民の声を確実に受け止め、支援につなげる仕組みづくりを進めます。

これらの施策を通じて、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。



第4節 行政評価からみる地域福祉の現状と課題

各分野において、世帯の中で課題が複雑化・複合化している事例や、支援や援助を必要としながらも自ら相談や情報収集ができず、地域の中で孤立している事例等が増えています。複合的な課題に対応する相談機能の充実や、年齢・分野等で切れ目のない包括的な支援体制の充実が必要です。また、地域や専門職等が一丸となって、ニーズ把握や課題解決に取り組むことのできる連携体制を強化していく必要があります。

(1)高齢者の状況

- ・地域資源の啓発が十分にできていない。
- ・身寄りのない高齢者に関する相談、複雑・複合化した相談が増え、他機関との連携構築が必要。
- ・介護予防事業等、健康づくりへの無関心層の取込みが必要。

(2)障がい者の状況

- ・児から者への移行の中で、支援が途切れる事例が存在し、埋もれてしまうことがある。
- ・社会的孤立状態や複合的な課題を有することとなった場合に、早期に発見し必要な支援につなげられるよう、地域住民や関係機関との支援体制の整備が必要。
- ・子どもの相談が増加する中、障害分野では対応できない事例への他分野との連携構築が必要。
- ・虐待通報を控える事例がなくなるように関係機関をはじめ、市民あてに広く制度の周知啓発が必要。
- ・権利擁護制度の必要な人が増加傾向にあり、今後は市民後見人の養成などの取り組みが必要。

(3)子育て家庭の状況

- ・関係機関との連携強化し、支援体制の整備が必要。
- ・交流の場に参加する親子が少なく、生活のあり方や価値観の多様性もある。

(4)経済的困窮の状況

- ・抱えている課題や生活状況が複雑化しており、各関係機関との連携がより求められる。

(5)その他

- ・地域の課題が複雑化しており、民生委員・児童委員の活動においても負荷がかかっている。
- ・地域づくりにおいて、地域間格差がある。
- ・ボランティア活動の場が限られている。
- ・消費者保護の相談窓口の周知不足。
- ・ゲートキーパー研修対象者や実施方法の検討。

生活課題の複合化・複雑化

本市の各分野の相談窓口では、課題は多岐にわたり、複雑化・複合化してきている事例が増えている。そのため、個人や分野だけでなく世帯として課題を捉え、適切な支援に結び付けていくことが重要となっている。

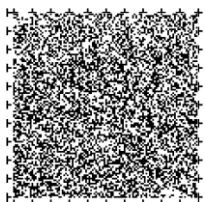
相談窓口が相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進め、調整困難な課題の事例については、福祉まるごと相談室につなぎ、包括的な支援体制を充実させることが重要である。

孤立化・潜在化

身寄りのない一人暮らし高齢者や交流の場に参加しない親子など、地域には孤立したまま困難を抱え続ける事例がある。

また、様々な困難を抱えながらも、専門的な支援や公的支援を受ける選択肢を知らない、あるいは困っていることを伝えることが出来ない、支援を受けることをあきらめているなど、孤立してしまう事例も見受けられる。

孤独・孤立感のある人が増えており、地域において住民が互いに支え合い、助け合う関係づくりと、必要な支援が届いていない人に、適切な支援を届けることが必要である。



第3章 計画の基本理念と施策体系

第1節 基本理念

令和8(2026)年度からの第3次あわらし総合振興計画では、福祉分野における10年後の基本目標を『人と地域で支え合う「安心創造」への挑戦』としています。

本計画の上位計画である第3次あわらし総合振興計画の方向性を踏まえ、第3期地域福祉計画からの基本理念を継承発展させ、市民が幸せに生きるための本計画の基本理念を次のとおり定めます。

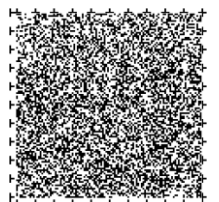
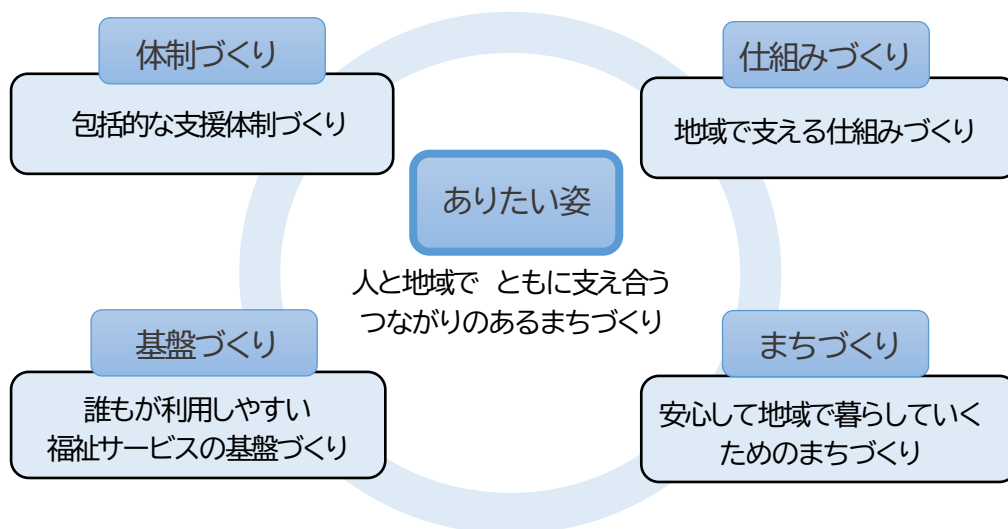
【基本理念】

人と地域で ともに支え合う つながりのあるまちづくり

人は誰もが誰かの支えがあって日常生活を送り、また、同時に、誰もが何らかの役割を持ち、誰かの支えになっています。

本計画が目指す地域共生社会とは、強みも弱みも持っている人が「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる社会です。

人と地域がともに支え合い、みんながつながりながら誰一人取り残すことなく住み慣れた地域で暮らし続けられる、つながりのあるまち（地域共生社会）の実現を目指します。



第2節 基本目標

基本理念を実現するため、基本目標に次の4つを設定します。

《基本目標 I》 地域で支える仕組みづくり

地域福祉を推進する主体は「人」です。地域での人と人とのつながりを深めることが重要です。地域住民や多様な主体との協働により地域における支え合いの強化を目指し、福祉教育、地域ネットワークへの支援、ボランティア活動等への支援を充実させ、誰にとっても住みやすい地域での支え合いの仕組みづくりを進めます。

《基本目標 II》 包括的な支援体制づくり

地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、公的福祉制度における関係部門が、それぞれの分野を超えて連携し、世代や属性などに関わらず地域における様々な生活課題に関する相談を幅広く受け止める相談支援体制を構築します。

また、困りごとに気づいた市民の声を確実に受け止められる仕組みを構築し、地域が主体的に地域課題の解決を試みる地域づくりに向け、関係機関が連携して支援していく取り組みを進めます。

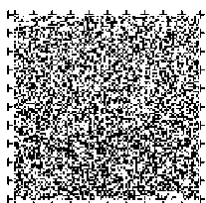
《基本目標 III》 誰もが利用しやすい福祉サービスの基盤づくり

住み慣れた地域で、いつまでも健やかに暮らしていくために、地域生活を支える様々な福祉サービスを充実させ利用者が必要な時に利用できるサービスの提供体制を確保します。

また、虐待などの人権侵害への対応や判断能力が十分でない人の権利を守るため、権利擁護の取り組みの充実に努めます。

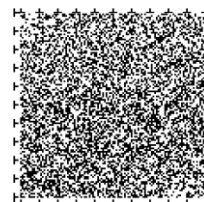
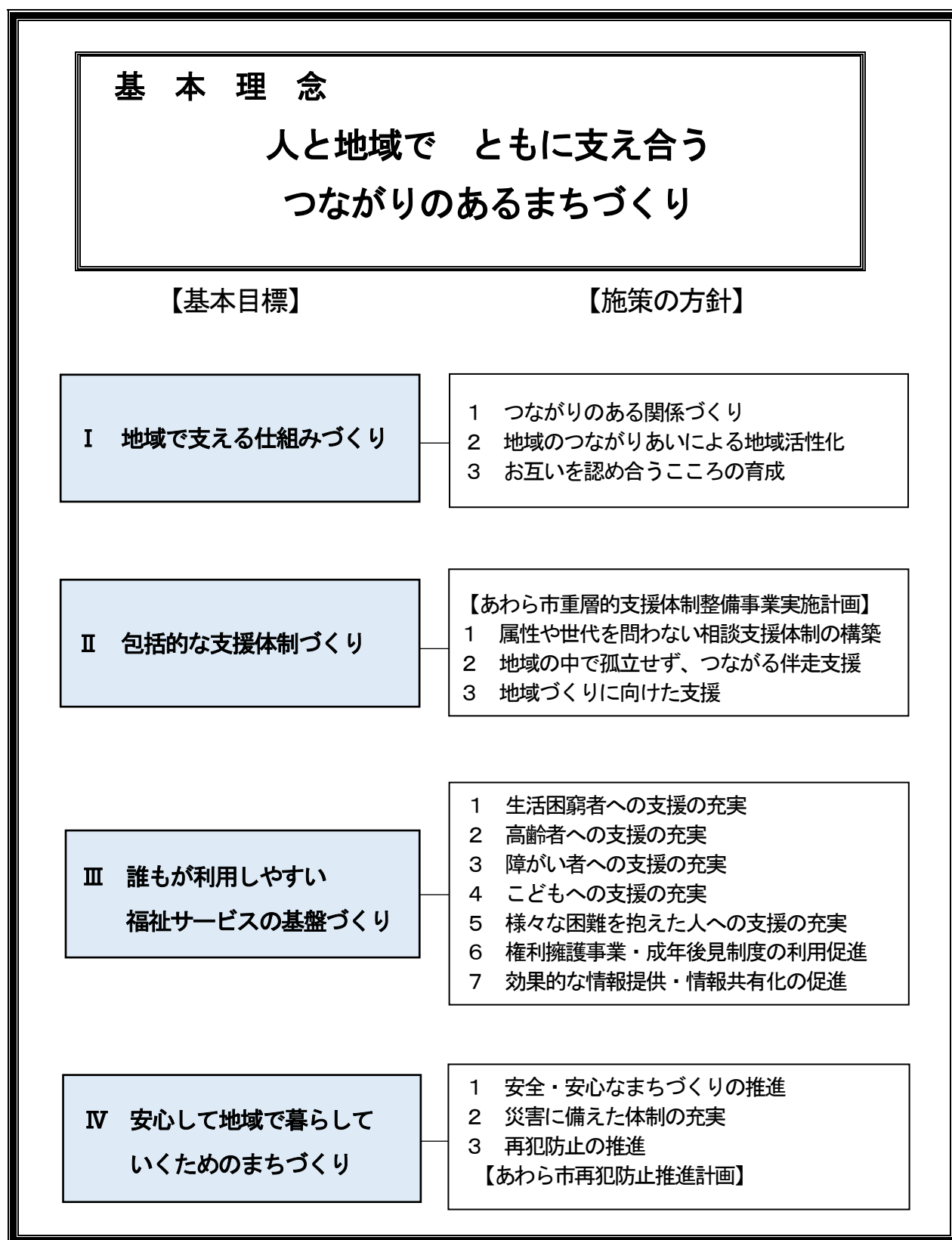
《基本目標 IV》 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり

「人にやさしいまち」、また「安全・安心なまち」になるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりや防災・防犯や再犯防止の対応を推進し、地域住民が安全・安心に生活できる体制の充実に進めます。



第3節 施策体系

4つの基本目標を達成するための施策の体系を次のとおり定めます。



第4節 地域福祉施策の展開

基本目標 I 地域で支える仕組みづくり

1 つながりのある関係づくり

地域で暮らしていくために、いろいろな人がつながり、互いの存在を認め合う関係づくりを進め、また、自らが主体として参画し地域に関わりを持つことで、生きがいを持てる心豊かな共生社会を推進します。

【今後の施策】

- ・ 地域住民がお互いに顔見知りとなり、もしもの時に助け合えるつながりをもてるように相互に交流を図ることができる地区の交流の場（サロン、つどいなど）や、活動拠点の整備をさらに推進します。
- ・ 地区の福祉委員会などにおいて、住民同士が福祉資源や生活課題について話し合い、課題認識の共有を図るとともに、緩やかなつながりが築けるよう支援します。
- ・ 既存のネットワークや見守り体制を通じて生活に不安を抱える人を早期に発見し、適切な関係機関につながる地域のネットワークを構築します。
- ・ 地域のニーズと地域資源との調整役となる生活支援コーディネーターが中心となり、関係機関との連携により地域包括ケアシステムの充実に努めます。

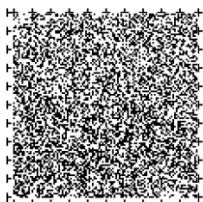
2 地域のつながりあいによる地域活性化

地域課題の解決に向け、社会福祉協議会や地域などと連携し、集いの場や支え合い活動の推進を図るとともに、地域全体で支え合う地域の力を支援します。

また、地域における様々な福祉活動・団体を支援するとともに、地域の活動等を通じて地域住民のつながりを深め、孤独や孤立に悩む人を支援します。

【今後の施策】

- ・ 地域福祉を推進する民生委員・児童委員、福祉推進員が、幅広い相談に対応していけるよう、関係機関との連携や情報交換できる機会を提供するとともに、活動基盤となる各種協議会等の活性化を図ります。
- ・ 地域の支え合いをさらに推進するため、ゲートキーパーや、認知症サポーター、フレイルサポーター、生活・介護支援サポーター、手話奉仕員などの養成やスキルアップ、



新たな担い手の確保を進め、地域の見守り体制を強化し安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

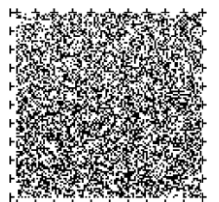
- ・ 社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターと連携し、活動したい個人・団体と支援を必要とする人や地域活動を効果的につなぎ、活動やつながりづくりの支援を行います。
- ・ 市民活動を活性化するため、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う人や市民活動団体に対する支援を行います。

3 お互いを認め合うこころの育成

市民が地域福祉や人権に興味を持ち、地域課題の解決に主体的に取り組む意識を育むため、家庭や地域、学校など多様な場面での福祉教育を推進します。福祉体験等を通じて、支え合いや多様性を尊重する心を育むとともに、市民同士のつながりを深める機会を通じて、お互いを認め合い地域への愛着を育みます。

【今後の施策】

- ・ 生涯学習活動や地域活動、家庭教育の中で、人権や福祉に関して考える場・機会の確保に努め、あらゆる世代に地域福祉への意識が高まることを目指します。
- ・ 高齢者や障がい者施設におけるボランティア活動や車いす等の模擬体験学習等の福祉教育を推進します。
- ・ 市職員への福祉問題への対応力向上や人権侵害、人権擁護への対応力向上を図るため、研修会の開催や、関係機関における研修会への参加を促進します。



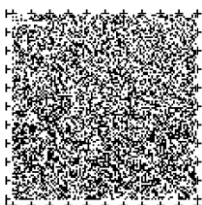
基本目標Ⅱ 包括的な支援体制づくり

あわら市重層的支援体制整備事業実施計画（基本目標Ⅱが内包する計画）

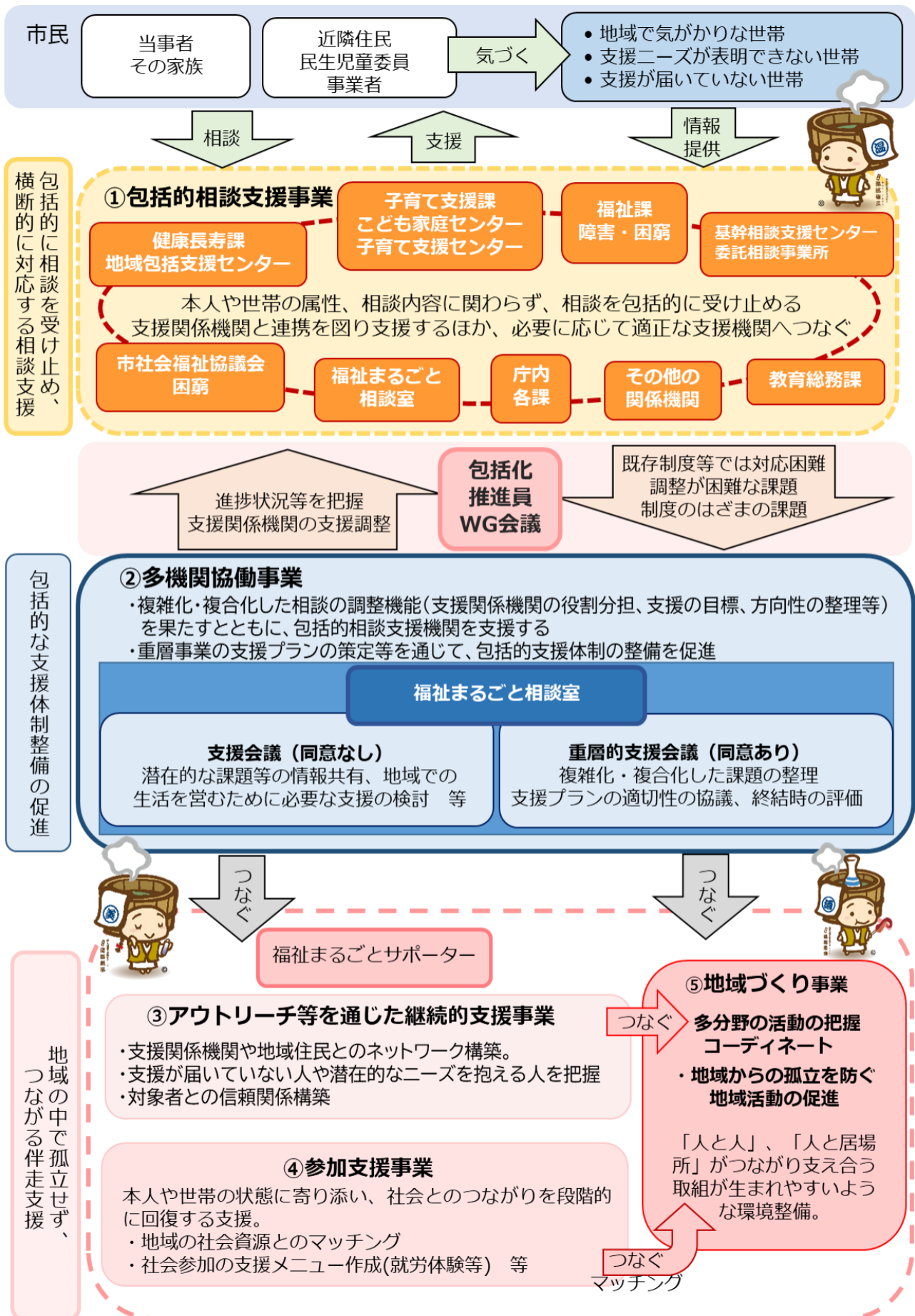
本市が実施している重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という）では、「見えにくい課題を抱えている人に気づき、必要な支援と地域につなげる」ことを目標に、住民やその世帯が抱える課題に対し、既存の介護、障がい、こども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援を実施しています。

これまで取り組んできた地域福祉ネットワークによる支援を基本に、世代や分野、制度の縦割りを超えて制度や支援、地域の活動を重ね、「誰一人取り残さない」包括的に対応する支援体制を構築し、さまざまな施策に取り組みます。

本計画では、包括的な支援体制の構築に向けた中核事業として重層事業を位置づけ、「福祉まるごと相談室」（多機関協働事業）が幅広く受け止める相談支援機関を支援し、複雑化・複合化した困難事例の調整機能（支援関係機関の役割分担、支援の目標・方向性の整理等）を行います。また、地域で寄り添い孤立させない伴走支援を担う福祉まるごとサポーターとともに、既存の相談支援の仕組みを最大限に活用しながら、属性や分野、世代等を問わない包括的な支援体制を構築することにより本計画の基本理念「人と地域でともに支え合う つながりのあるまちづくり」に向けて地域共生社会の実現を目指します。



～あわらし重層的支援体制整備事業の推進体制～



1 属性や世代を問わない相談支援体制の構築

包括的に相談を受け止める体制整備を構築するため、それぞれの相談窓口が分野や属性にかかわらずあらゆる相談を受け止め、複雑化・複合化した課題や見えにくい課題を早期に見つけ、包括的に支援する相談支援体制を目指します。

【今後の施策】

① 包括的相談支援の充実

介護、障がい、子育て、生活困窮の分野における既存の各相談支援機関が相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

受け止めた相談のうち、対応が困難な事例については、必要に応じて適切な相談支援機関や他分野の各機関と連携を図りながら支援を行います。

また、相談者が複合化・複雑化した支援ニーズを抱え、支援関係機関の役割分担、支援の方向性を整理する必要のある事例については、福祉まるごと相談室につながります。

また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例についても、福祉まるごと相談室につながります。

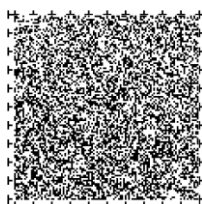
<実施体制>

| 包括的相談支援事業 | 実施機関 | 実施方式 | 設置数 |
|----------------|------------|------|-----|
| 地域包括支援センター運営事業 | 地域包括支援センター | 直営 | 1か所 |
| 相談支援事業 | 基幹相談支援センター | 委託 | 1か所 |
| | 委託相談事業所 | | 2か所 |
| 利用者支援事業 | こども家庭センター | 直営 | 1か所 |
| 自立相談支援事業 | 自立相談支援センター | 委託 | 1か所 |

② 多機関協働事業の推進

福祉まるごと相談室において、地域住民が抱える地域生活課題を解決するために、複数の支援関係機関が相互の連携のもと、一体的かつ計画的に支援を行う体制を推進します。

包括化推進員とともにワーキンググループ会議（WG会議）等の活用により、多機関協働における支援内容や連携体制等に関して協議し、市全体の支援関係機関等の支援力の向上につなげていきます。



各種会議体(重層的支援会議、支援会議等)にて支援プランの策定を行う等の取組を通じて、一つの機関で抱え込むのではなく、各支援機関や福祉まるごとサポーター等が連携しながら、見守りや伴走による継続的な支援を実施し包括的な支援体制を推進します。

(1) あわら市重層的支援会議

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第5号の規定に基づき、複雑化・複合化した福祉的課題に対する支援を必要とする者及びその者の属する世帯の課題を把握し、関係機関との連携等により、その課題を解決していくため、あわら市重層的支援会議を設置します。

この会議では、関係機関との情報共有に係る本人同意を得た事案に関して、関係者の役割の整理、支援の方向性、支援プランの適正性の検討、支援プランのモニタリング及び終結等を行います。

重層的支援会議で検討した支援プランに基づき、「③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「④参加支援事業」「⑤地域づくり事業」につなげます。

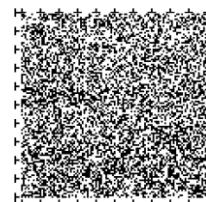
(2) あわら市支援会議

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6の規定に基づき、複雑化・複合化した福祉的課題に対する支援を必要とする者及びその者の属する世帯の課題を把握し、関係機関との連携等により、その課題を解決していくため、あわら市支援会議を設置します。

支援会議は、要支援者及び要支援世帯に対する支援を図るために委員同士の必要な情報の交換や、要支援者及び要支援世帯が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討等を実施します。

(3) ワーキンググループ会議（WG会議）

分野間の相互調整を図り、①介護、障がい、子育て、生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合い、②アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合い、③各福祉制度と住民主体の地域活動等との相互の重なり合い等を重要な視点とし、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対しては「チーム」で支援する体制を包括化推進員と協議します。



<実施体制>

| 事業 | 実施機関 | 実施方式 | 設置数 |
|---------|-----------|------|-----|
| 多機関協働事業 | 福祉まるごと相談室 | 直営 | 1か所 |

2 地域の中で孤立せず、つながる伴走支援

社会的に孤立する人々へ、訪問（アウトリーチ）や参加支援を通じて寄り添い、安心して社会参加や支援に関われる環境を整えます。

【今後の施策】

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進

支援が届いていない人や潜在的なニーズを抱える人を把握するため、支援関係機関や地域住民との連携を通じて情報収集を行います。継続的な訪問等によって継続的に寄り添いながら信頼関係を築き、継続的かつ丁寧な働きかけにより支援につなげます。

<実施体制>

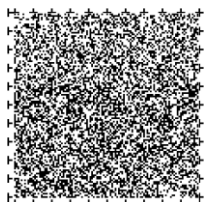
| 事業 | 実施機関 | 実施方式 | 設置数 |
|--------------------|---------------------------|------|-------|
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | 社会福祉法人等事業を適切に実施することができるもの | 委託 | 1か所以上 |

④ 参加支援の推進

既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人やその世帯に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。本人やその世帯の課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。

<実施体制>

| 事業 | 実施機関 | 実施方式 | 設置数 |
|--------|---------------------------|------|-----|
| 参加支援事業 | 社会福祉法人等事業を適切に実施することができるもの | 委託 | 1か所 |



3 地域づくりに向けた支援

地域の中で地域拠点の活用やネットワークを進め、相談支援で把握したニーズを地域づくりの取組や社会参加が必要な人への支援につなげます。

【今後の施策】

⑤ 地域づくりの推進

本市では、各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりを行います。併せて、交流・参加・学びの機会を生み出すために、地域における資源の開発やネットワークの構築を行います。

<実施体制>

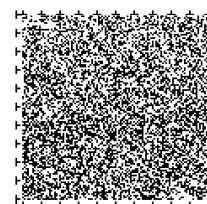
| 地域づくり事業 | 実施機関 | 実施方式 | 設置数 |
|---------------------|-----------|------|-------|
| 地域介護予防活動支援事業 | 社会福祉法人等 | 委託 | 1か所以上 |
| 生活支援体制整備事業 | 市社会福祉協議会等 | 委託 | 1か所 |
| 地域活動支援センター事業 | 社会福祉法人等 | 委託 | 1か所以上 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育て支援センター | 直営 | 1か所 |
| 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 市社会福祉協議会等 | 委託 | 1か所 |

○重層的支援体制整備事業の推進体制

(1) 包括化推進員の役割

既存制度等では対応できない支援ニーズや単独の支援関係機関では対応が難しい事例に対応するために、介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野に「包括化推進員」を配置し、相談を包括的に受け止める体制を推進します。

各分野の包括化推進員は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、福祉まるごと相談室との連携を図りながら相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。



(3) 福祉まるごとサポーター

複雑化・複合化した課題を有する当事者を地域で孤立させないため、寄り添いつながり続ける伴走支援を行い、支援関係機関や地域住民とのつながりに向けて支援します。

(4) 地域共生社会推進会議

地域福祉計画に掲げる地域共生社会の推進・実現に向け、各施策の検証・評価を行うとともに、重層的支援体制整備事業の進捗確認を行います。

基本目標 Ⅲ 誰もが利用しやすい福祉サービスの基盤づくり

生活困窮やヤングケアラー、ひきこもり、DV、虐待等、様々な困難を抱えている人が地域で安心して暮らせるよう、課題の把握から適切な支援やサービスへと迅速につなげる相談・支援体制の充実を図ります。

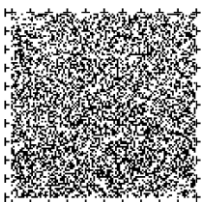
また、成年後見制度の利用を促進し、判断能力が不十分な方々の権利を守り、安心して自立した生活が送れるよう支援します。

1 生活困窮者への支援の充実

生活困窮には様々な背景や現れ方があり、相談者本人だけでなく、家族も含めた支援が必要な場合も少なくありません。世帯全体を視野に入れた包括的な相談を通じて課題を整理し、就労やこどもの将来的自立をふまえた学習支援、住まい、家計、地域とのつながりなど、生活全般にわたる支援を関係機関が連携して行う包括的な支援体制を確立します。

【今後の施策】

- ・ 自立相談支援機関を中心に、生活に困っている人からの相談対応のほか、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。また、支援調整会議などを活用し、住居の確保や就労支援、家計支援、など相談内容に応じたプランを作成し、自立支援を行います。
- ・ 早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、経済的な生活困窮支援のみならず、社会的孤立やひきこもり等の制度の狭間におかれている人等への支援を実施するため、関係機関のネットワークのさらなる強化を図ります。



- ・ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携強化を図り、利用制度が変更した場合でも必要な支援が継続できるように調整を図ります。

2 高齢者への支援の充実

あわら市高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づく各種事業を継続し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を可能な限り続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。

【今後の施策】

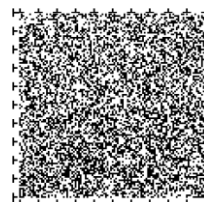
- ・ 高齢者の社会参加の促進や介護予防の取り組みを推進します。
- ・ 認知症の早期相談・早期対応の取り組みを推進するとともに、安心生活ネットワークへの事前登録、どこシル伝言板の登録による地域における見守り体制を拡充し、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。
- ・ 地域包括支援センターを中心に、医療と介護に関する関係機関だけでなく、民生委員児童委員、福祉推進員、区長、ボランティア等地域の方々も含めて、「地域包括ケアシステム」を推進します。
- ・ 自分らしく豊かな人生を送るため、自らが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有するアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発を推進します。
- ・ 生活支援体制整備を担う生活支援コーディネーターとの連携により、地域課題の把握や資源開発、ネットワークの構築等を行います。

3 障がい者への支援の充実

あわら市障害者福祉計画、あわら市障害福祉計画、あわら市障害児福祉計画に基づく各種事業を継続し、障がいのある人と家族等それぞれの状況やニーズの把握に努め、各種サービスを円滑に利用しながら地域で暮らし続けることができるよう、相談支援体制及び障害福祉サービスの充実を図ります。

【今後の施策】

- ・ 障がいを持ちながら地域で支え合いの生活が継続できるよう、地域の居場所、つながりづくり、余暇活動など地域の一員としての活動を支援します。



- ・ 相談支援体制の強化と情報提供の充実を図ります。
- ・ 障がい者が地域での生活を継続又は地域での生活に移行できるように、居住の場の確保を支援するとともに、地域で見守り・協力体制づくりに努めます。
- ・ 障がい理解に資する出前講座などを通じ、障がいに対する相互理解と合理的配慮の取り組みを促進します。

4 こどもへの支援の充実

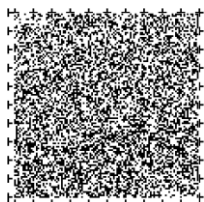
あわら市こども・若者計画に基づき、子育てをする保護者が、安心して利用することができる相談支援体制を構築するとともに、妊娠・出産・育児といったライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。また、養育が困難な状況に置かれたこどもやその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

【今後の施策】

- ・ 引き続き妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行い、安心してこどもを産み育てることができる環境を整えます。
- ・ こども家庭センターや子育て支援センターを中心に関係機関や地域のネットワークと連携を図り、子育てに関する相談や、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制の整備に努めます。
- ・ ひとり親家庭を対象とした経済的支援を行うとともに、保護者の就労支援や自立支援等に努めます。
- ・ こどもの貧困解消や、ヤングケアラー、ひきこもり状態にあるこどもやその家庭への支援を行います。

5 様々な困難を抱えた人への支援の充実

家庭内の問題、健康上の不安など、複合的な課題を抱える人が地域の中で孤立することは、本人だけでなく地域全体にとっても深刻な問題です。特に、ひきこもり状態にある人や、支援を求めることが難しい状況にある人に対しては、早期に気づき、つながりをもつことが重要です。孤立の長期化は、生活の質の低下や命に関わる事態を招くこともあるため、行政や福祉関係機関、地域住民が連携し、状況を把握しやすい体制と、相談しやすい体制整備を図ります。



【今後の施策】

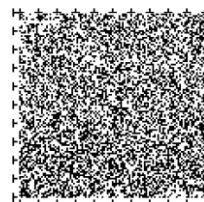
- ・ 福祉関係者と連携し、福祉の情報を伝えて支援につながるきっかけをつくり、課題解決に取り組んでいきます。
- ・ 相談先が分からないという市民ニーズに対し、「福祉まるごと相談室」が相談の入り口となり、課題を整理し、必要に応じて多機関協働による支援を行います。また、社会的に孤立している人及び、ひきこもりの人等に対する相談にも応じます。
- ・ 市民一人ひとりが身近な相談役となれるよう、ゲートキーパーの養成を推進します。
- ・ 臨床心理士による「こころの相談会」を実施し、問題への対処法や解決法を見つけることができるよう支援します。

6 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進

高齢者、障がい者、こどもの個人の尊厳とお互いの人権を尊重し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、意思を尊重した意思決定のサポートや活動に積極的に取り組んでいきます。

【今後の施策】

- ・ 児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待に関する正しい知識の普及に取り組み、地域住民や事業所等による見守り活動により、虐待の早期発見、早期支援につなげます。
- ・ 日常生活自立支援事業の活用により、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう支援します。
- ・ 地域連携ネットワークの中核機関である市と市社会福祉協議会が連携し、5つの機能（広報啓発、相談、制度利用促進、後見人支援、不正防止）を充実させ、専門職団体・関係機関・地域組織等で構成される権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制を強化します。
- ・ 支援を必要とする人が誰でも気兼ねなく相談でき、制度の利用につながる体制強化に向け、広報活動や講座実施、後見人等に対する報酬助成、市民後見人の養成などにより成年後見制度の利用を促進します。
- ・ 意思決定が困難な人が自らの意思に基づいた生活を送れるよう、本人を中心とした関係者が連携し、本人の意思をチームの支援者が丁寧にくみ取り、本人にとってよりよい選択となるような意思決定の支援を進めていく体制づくりを推進します。



7 効果的な情報提供・情報共有化の促進

市の広報誌や市のホームページなどを通じて、多くの福祉情報が市民のもとに届けられています。これからも、市民の福祉への理解や関心を高めるために啓発を行い、誰もが必要な情報を入手し、地域生活の課題を解決するために自分に合ったサービスを適切に選択できるよう福祉サービスに関する情報提供を行います。

併せて、行政や専門的な支援機関のアウトリーチ機能を強化し、情報未取得者に必要な情報が届くように努めます。

【今後の施策】

- ・ 各種福祉サービスや制度のほか、ボランティアや地域活動など必要な情報をだれでも取得できる環境の構築を推進します。
- ・ 広報やホームページはもとより、SNSなどを積極的に活用し、効果的な情報発信を行います。
- ・ 関係機関が連携し、制度やサービスにつながりにくい方との面談等により、ニーズキャッチや情報提供を行います。
- ・

基本目標Ⅳ 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり

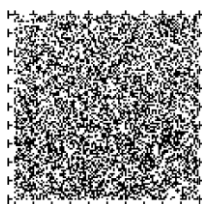
1 安全・安心なまちづくりの推進

誰もが地域で安全に活動できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

また、高齢者や障がいのある人、子ども等、社会的弱者をターゲットとした虐待や詐欺と犯罪などから人々を守るために、細やかな配慮のある見守り活動を充実させるための環境の整備と支援者の育成に努めます。

【今後の施策】

- ・ 高齢者や障がい者への住宅の供給促進など、誰もが安心して暮らせる住まいの確保に努めます。
- ・ 改修時期を迎えた公共公益施設において、高齢者や障がい者はもとより子どもその他あらゆる人々が利用しやすいような機能やデザインを取り入れます。



- ・ 民間事業者の理解と協力を得ながら、建築物や道路、公園、公共交通機関等の公共的施設のバリアフリー化と、空き家の適正管理を推進します。
- ・ 障害者差別解消法や障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例、あわら市手話言語条例の理念を広く周知するとともに、セミナーや出前講座を実施し差別意識の解消を図ります。
- ・ 災害時要援護者台帳の整備・活用を通じて、高齢者や障がい者等への見守りを地域における日常的な取り組みとして進めます。
- ・ 消費生活におけるトラブル等を未然に防ぐため、広報や回覧板、出前講座などにおいて防犯に関する啓発や情報提供を行い、各種相談窓口の啓発も強化します。

2 災害に備えた体制の充実

災害が激甚化・頻発化する中で、だれもが安全に安心して生活していくため、関係機関が一体となった防災体制を整備するとともに、日ごろから地域の中でのつながりづくりや見守り活動、防災訓練といった災害に備えた取り組みを推進していきます。併せて、配慮が必要な方を地域で見守る取り組みを進めます。

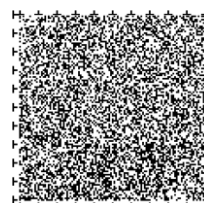
【今後の施策】

- ・ 自主防災組織の活動をはじめ、地域で見守り助け合うための取り組みを推進します。
- ・ 災害時に、状況に応じた適切な行動がとれるよう、災害に関する知識等の普及を行います。
- ・ 防災メール等の活用により、災害関連情報を迅速に周知します。
- ・ 災害時に、地区災害対策本部の円滑な設置・運営が行えるよう、防災訓練などを通じて、平常時から地域の関係団体との連携を深めていきます。

3 再犯防止の推進

あわら市再犯防止推進計画（基本目標Ⅳ 3が内包する計画）

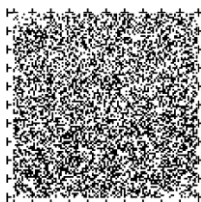
本市では、「第2次福井県再犯防止推進計画」の方向性を踏まえ、再犯防止に関する施策を推進しています。刑を終えて出所した以降、安定した就労や住居を欠く人、依存症や社会的孤立等の複合的な課題を抱える人が存在し、刑事司法手続きだけでなく地域での継続的な生活支援が不可欠です。



本計画では、再犯を未然に防ぎ、地域における安全と自立・社会復帰を両立させる支援体制を構築するため、出所者や保護観察対象者が孤立せず、地域の中で働き、居住し、支援を得られるよう、雇用・住居・医療・福祉・教育などの分野を横断的に連携させ、切れ目のない支援を行い再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

【今後の施策】

- ・ 犯罪を行った者等が再び犯罪を繰り返すことなく、安定した生活を送るためには、就労・住居の確保が必要であり、生活困窮者自立支援事業の活用や市営住宅の情報提供などを通じて、関係機関と連携・協力しながら、就労・住居の確保の支援に取り組みます。
- ・ 自立した生活が困難な出所者等の社会復帰のため、刑事司法関係機関や地域生活定着支援センター、ハローワーク、福祉・保健・医療関係機関等と連携を図り支援に取り組みます。
- ・ こどもたちの非行を防止するため、進学と就学に関して家庭・地域・学校が連携し、継続して教育を受けることができる環境づくりを進めます。
- ・ 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）や大麻・覚醒剤などの使用を防止するため、市内の小中高校において、「薬物乱用防止教室」を行い、薬物乱用防止運動の普及を図ります。
- ・ 犯罪や非行の防止と犯罪を行った者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする運動である「社会を明るくする運動」を通じ、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。
- ・ 地域の防犯活動を行う防犯隊などの関係団体の機能強化や活動の充実を図るため、関係団体の活動を広く周知するなどして人材の確保や活動の持続化に取り組み、犯罪等の未然防止に努めます。



第5章 計画の推進

1 計画の周知

地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開について、地域住民、関係機関・団体、事業者、行政、社会福祉協議会など全ての人が共通した理解を持つことが重要です。そのため、広報あわらや市のホームページ等、様々な機会をとらえて周知を図ります。

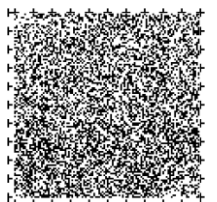
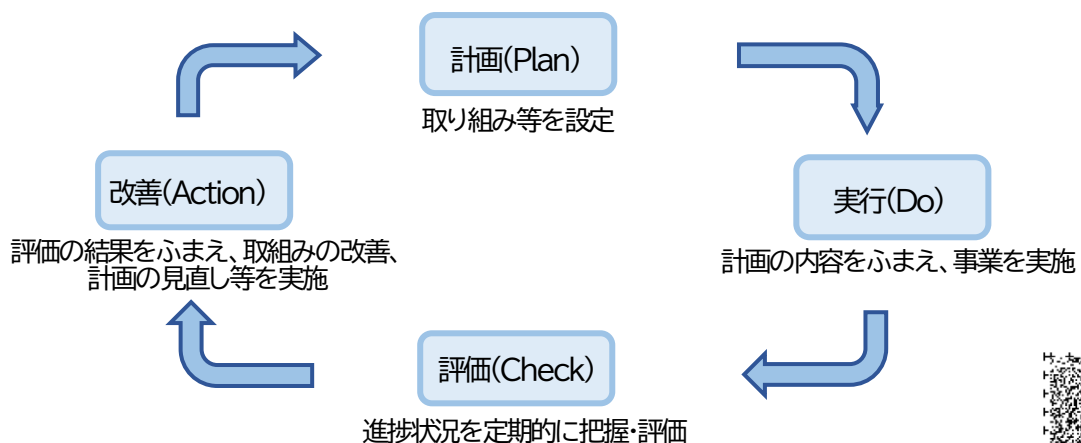
2 計画の実施状況の点検と評価

本計画に基づく施策や取り組みを総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握し、達成状況を確認する必要があることから、福祉分野の個別計画を策定する各部署において、PDCAサイクルに基づき進行管理及び評価を行います。

評価方法として、上位計画である第3次総合振興計画との整合性を図るため同計画の目標指標を用いることとし、福祉に関する事業の特性から、定量的な評価だけでなく質的な変化を捉える定性的な評価を併せて行い、取組の見える化を図ります。

あわら市地域共生社会推進会議において各事業の進捗状況の評価し、地域福祉を推進します。

| 指標 | 現状値 (令和6年度) | 目標値 (令和12年度) |
|---------------------------------------|----------------|-----------------|
| 市民活動サポート事業における支援団体数 | 10 団体 | 50 団体(10 団体/年) |
| 民生委員・児童委員充足率 | 96.9% | 100% |
| 関係機関が連携して、課題の整理ができた世帯 | 40 件 | 70 件 |
| 認知症サポーター養成者数 | 2,281 人 | 3,000 人 |
| 地域活動支援センター参加者数 | 21 人 | 30 人 |
| 妊娠期からの相談や経済的支援などの子育て環境が充実していると思う市民の割合 | 35.8% | 40% |
| 防犯隊隊員数 | 96 人 | 120 人 |



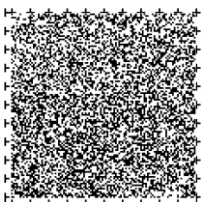
第4期あわらし地域福祉計画策定委員会委員名列

令和7年11月20日～令和8年3月31日

◎委員長・○副委員長

| | 区分 | 氏名 | 摘要 |
|----|---------|--------|----------------------------|
| 1 | 学識経験者 | ◎永井 裕子 | 福井県立大学看護福祉学部 社会福祉学科准教授 |
| 2 | 学識経験者 | 高木 和貴 | 坂井健康福祉センター所長 |
| 3 | 市医師会の代表 | 坂井 寿範 | あわらし市医師会会長 |
| 4 | 福祉団体の代表 | 坂野 靖子 | 市社会福祉協議会会長 |
| 5 | 福祉団体の代表 | 西田 哲章 | 福井人権擁護委員協議会 あわらし市部会 部会長 |
| 6 | 福祉団体の代表 | 小阪 和江 | あわらし地区保護司会 副会長 |
| 7 | 福祉団体の代表 | 大倉 秀之 | 社会福祉法人緑進会 施設長 |
| 8 | 地域の代表 | ○高木 四郎 | 市民生委員・児童委員協議会 連合会会長 |
| 9 | 地域の代表 | 渡邊 一幸 | こども食堂まる 代表 |
| 10 | 地域の代表 | 野坂 正夫 | 市身体障害者福祉協会 副会長 |

| | | |
|-----|-------|------------------|
| 事務局 | 中道佐和子 | 健康福祉部長 |
| | 高橋 啓介 | 子育て支援課長 |
| | 村中 直子 | 健康長寿課長 |
| | 矢部 優子 | 福祉課長 |
| | 永田 清美 | 福祉課 福祉まるごと相談室 室長 |
| | 高橋 英士 | 福祉課 福祉まるごと相談室 主査 |



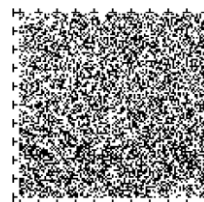
《用語の説明》

【あ行】

- アウトリーチ
アウトリーチとは、「外に手を差し伸べる」ことです。
福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、本人が住む地域や自宅に支援者が出向き、積極的な働きかけを行い、必要な情報提供や支援を行うことです。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
インターネット上で人と人がつながり、情報交換や交流ができるサービスです。地域福祉では、情報発信や住民同士の連絡、災害時の安否確認などに活用されています。
- NPO（非営利組織）
さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、平成10年に施行された特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した法人をNPO法人（特定非営利活動法人）といいます。法人格の有無を問わず、さまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。
- 安心生活ネットワーク事業
高齢者、障害者、子どもが行方不明になった際に、市役所、警察、市の防犯隊、協定事業所、近隣市町などの関係機関が、事前に登録した名前や身体的特徴、写真などの情報をもとに、通常範囲内で捜索に協力します。

【か行】

- 基幹相談支援センター
障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、総合的な相談支援や関係機関との連携調整を行う中核的な機関のことで、地域の相談支援体制の整備や専門的な支援の提供を担っています。
- ゲートキーパー
自殺予防や孤立防止のため、地域で悩みや困りごとを抱える人に気づき、声を掛けて支援につなげる役割を担う人のことです。住民や福祉関係者、学校などで養成講座が行われています。



- 権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのことです。

- こども家庭センター

妊産婦、こども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のことです。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行います。本市では、令和6年度より設置しています。

- 合理的配慮

障がいのある人々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域における支え合いの仕組みづくりを進める福祉の専門職です。生活に困りごとを抱える人への支援や、地域住民・関係機関と連携して課題解決に向けた活動を行います。本市では社会福祉協議会が配置し、制度の狭間にある複雑化・複合化した相談に分野横断的に対応しています。

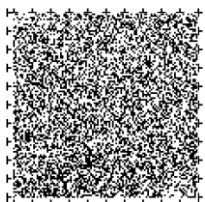
【さ行】

- サロン

地域の中で仲間づくりや世代間交流を目的とした、地域住民が運営する通いの場のことです。高齢者が気軽に参加できる居場所として、茶話会やレクリエーション、軽体操、認知症予防の脳トレなどを行います。また、地域の見守りや互助の仕組みを強化し、地域包括ケアの推進にも寄与します。

- 市民後見人

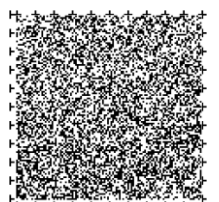
弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のことです。同じ地域に暮らす住民としてご本人と同じ目線で考え、相談しあえる関係を築きながら関わっていくことが期待されています。市民後見人として活動するには、区市町村等が実施する養成研修等を修了し、成年後見に関する一定の知識や技術を身につけ、家庭裁判所からの選任を受ける必要があります。



- 社会を明るくする運動
すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のことです。
- 生活支援コーディネーター
地域において高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けてコーディネート機能を果たします。
- 成年後見制度
認知症、知的障がいその他の精神上の障がいによって物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を、本人の意思や自己決定権を尊重することを原則としつつ、法的に支援する制度のことです。成年後見人等を選出することで、本人に代わり必要とする福祉サービスの契約を結ぶことや、財産管理、本人の不利益につながる行為を取り消すなど、本人を法的に保護し、本人が安心して自分らしく暮らしていくことを支援する制度です。

【た行】

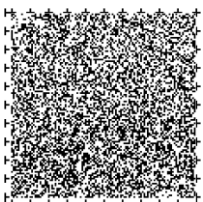
- ダブルケア
育児と介護の両方を同時期に担うこと、またはそのような状況にある家庭や個人を指します。
- 地域共生社会
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。
- 地域包括支援センター
高齢者の保健・福祉・介護についての相談や支援を総合的に行う地域の拠点です。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（ケアマネジャー）等の専門職を配置し、高齢者や介護家族からのさまざまな相談を電話や訪問等により対応するほか、権利擁護や認知症に関する支援を行っています。また、地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの中核として機能します。



- 地域包括ケアシステム
住み慣れた地域や家で高齢者が自立した生活を安心して続けるため、日常生活圏域（自宅からおおむね30分以内の小地域）で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを地域の実情に合わせて適切に組み合わせ、継続して受けられるよう支援する体制づくりです。
- 中核機関
成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする人が、必要なときに適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる機関です。
- DV（ドメスティックバイオレンス）
配偶者（男女の別を問わず、事実婚、元配偶者を含む。）、親、兄弟姉妹、交際相手等から暴力を受けることをいいます。
- どこシル伝言板
二次元コード付きのラベルシールを衣服や持ち物に貼り付けておくと、その二次元コードが読み取られた場合に、ご家族や市、警察へメールが送信されます。伝言板上で「発見→保護→ご家族への引渡し」まで、安心、安全、迅速に行います。

【な行】

- 日常生活自立支援事業
認知症高齢者や障がいのある人たちの中で、判断能力が十分でない人が地域で安心して日常生活を過ごせるように援助・代行し、社会福祉の向上を図る事業です。
- ニート
15歳から34歳までの、家事・通学・就業をせず、職業訓練も受けていない人のことです。
- 認知症サポーター
認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。
- ノーマライゼーション
障がいの有無に関わらず、誰もが地域社会の一員として普通に生活できるようにする理念です。



【は行】

- 8050問題

80代の親と50代のこどもが同居し、こどもが長期間にわたり無職やひきこもり状態となっている家庭の問題を指します。

- 伴走型支援

支援者が利用者に寄り添いながら、課題解決まで継続的に支援を行う方法を指します。行政や関係機関が連携し、切れ目のない支援を実現するための重要な考え方として、近年の福祉施策で重視されています。

- バリアフリー

高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去することです。近年では物理的な施設等の設計のみならず、社会的、制度的、心理的、情報面等、様々な面でのバリアフリーが求められています。

- ひきこもり

様々な要因の結果として、就学や就労、家庭外での対人交流などの社会参加を回避し、原則的には、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいいます。

- ボランティア

公共福祉や社会福祉のために、自主的に社会活動等に参加し、行う奉仕活動のことです。または、その活動を行う人のことです。

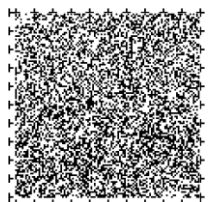
- ボランティアセンター

地域でのボランティア活動を支援・推進する組織のことです。本市では社会福祉協議会において、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート、ボランティアに関する教育・研修、ボランティアの情報交換等を行います。

【ま行】

- 民生委員・児童委員及び主任児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のことです。地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う「児童委員」も兼ねています。また、「主任児童委員」は、主に児童福祉に関する相談に応じ、支援を行います。



【や行】

- ヤングケアラー

家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことです。

- ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人を利用可能であるようにデザインすることをいいます。

